

# 目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。**

<u>出席議員</u> .....	2
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u> .....	4
第 2 一般質問	
<u>鈴木忠美 議員</u> .....	4
1 中央公園野球場グラウンド改修工事は	
2 いじめ防止の対策は	
3 通学路の安全整備を	
<u>鈴木晴子 議員</u> .....	24
1 協働のまちづくりについて	
2 町民の健康づくりについて	
<u>高久時男 議員</u> .....	39
1 町づくりに住民参加の仕組づくりを	
2 町営墓地、今後の計画はあるか	
3 北朝鮮のミサイル対応について	
<u>木村範雄 議員</u> .....	52
1 町は町民の経済的負担を増やさせるな	
2 子どもの不幸な自殺を防ぐために	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	阿部智子	君
町民課長	伊藤智	君
生活安全課長	櫻井浩明	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	阿部義弘	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	高橋徳光	君
上下水道課長	大友政一	君

平成29年6月定例会会議録（6月14日水曜日分）

震災復興推進室長	村田政文君
収納対策室長	高橋信君
文化複合施設推進室長	菅野勇君
会計管理者兼会計室長	櫻井やえ子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	佐藤博昭君
教 育 総 務 課 長	庄司幾子君
生涯学習課長	庄子敦君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井涉君
主 任 主 査	利玲子君

---

議 事 日 程 （第2日）

平成29年6月14日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員**の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番小淵洋一郎君、5番安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い発言を許します。

**10番 鈴木忠美君の一般質問**の発言を許します。鈴木忠美君。

〔10番 鈴木忠美君 登壇〕

○10番（鈴木忠美君） 10番、21世紀クラブの鈴木忠美でございます。

今定例会には、一般質問に通告しております3件について当局の考えをお伺いいたします。

質問事項1の中央公園野球場グラウンド改修工事について。

3月定例会で5人の議員からいろいろと質問がありましたので、一部重複する件名もありますが、りふ議会だより3月定例会号をごらんになった町民から、グラウンドの芝生改修工事について町民より安全性などいろいろと聞かれましたので、再度内容についてお伺いいたします。

質問事項の第1番目、中央公園野球場グラウンド改修工事。

中央公園野球場は、平成9年に整備され20年が経過している。町内各団体の野球大会、グラウンドゴルフ大会、楽天野球団2軍の試合球場として使用頻度が高いが、水はけ及びグラウンド全体が悪くなっている。ここ数年前からは降雨後のグラウンドは水はけが悪く、使用前に水取りをやっている状態でした。平成28年3月補正予算にグラウンド改修実施設計委託料493万6,000円が計上され、現在の天然芝から人工芝に切りかえる計画がありました。済みません、こ

この人工の「工」、このようじゃございませんので、ひとつよろしくお願いします。ちょっとパソコンが別のほうを向いたようですから。そこで、次の点についてお伺いいたします。

- (1) グラウンド改修実施設計業務計画の完了時期はいつか。
- (2) 現在の天然芝から人工芝に切りかえるとあるが、それぞれのメリット・デメリットをどのように捉えているか。
- (3) 天然芝、人工芝それぞれの耐用年数、年間維持費はどの程度か。
- (4) それぞれの改修工事費をどれぐらいと想定しているか。
- (5) 最近、プロ野球開催の球場も選手のけが防止上、人工芝から天然芝に切りかえている。けが防止対策をどのように考えているか。
- (6) 改修工事期間はいつまでか、お伺いいたします。

質問事項2番目として、いじめ防止の対策は。

最近、いじめによる中高生の自殺者が多発し、とうとい命が失われている。青森県では2件、中・高校生の女子、山形県では1件、女子高校生、宮城県ではここ2年7カ月に3件、いずれも仙台市内の中学生の男子である。自殺の原因は仲間からのいじめ、教師からの体罰などがありました。いずれの場合も自殺原因についてはしばらくしてからでないと表面化されない。そこで、次の点について伺う。

- (1) これらの事故から教育委員会として教師・生徒に対してどのような指導を行ったか。
- (2) 以前の一般質問の答弁で、いじめなどについてアンケート調査などで状況を把握とあったが、町として対応策は十分と考えているか。
- (3) 子供たちからいじめなどの相談はないか。
- (4) 子供からの相談窓口は設置しているか。
- (5) 教職員間の情報共有化は図られているか。

3番目、通学路の安全整備を。

通学路の安全確保整備については、これまでも多くの議員から質問されている。町当局も安全の確認、整備については取り組まれていると思う。しかし、事故防止にはこれで絶対という策はなく、常に通学路に対し注意・関心を持ち、子供たちを事故から守るべきである。そこで、次の点について伺います。

- (1) 通学指定路は現状より見直しは可能か。
- (2) 指定通学路の県道、町道、歩道の安全状況について、どのような方法で確認整備を行っているか。

（3）現在、町内には2カ所の歩道橋があり、通学路として利用されている。県道・歩道橋の整備管理は県管轄であるが、町として歩道橋の整備、安全確保はどのように行っているか。

以上の点について、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、中央公園野球場グラウンド改修工事は、2、いじめ防止の対策は、3、通学路の安全整備を、いずれも教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の中央公園野球場グラウンド改修工事について、お答え申し上げます。

まず（1）の実施設計業務の完了時期についてでございますが、9月29日までの委託契約を締結したことから、9月中に完了する予定であります。

次に（2）から（5）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

天然芝の主な特性といたしましては、クッション性があり、やわらかく、競技を行う上で良好な環境のグラウンドを提供できると考えられます。しかし、このコンディションを維持するためには、日常的に芝生の状態を見きわめ、それに見合う的確な処置を行うために熟練された管理技術者の雇用や各種作業用の機器の導入などが必要なことなどから、維持管理に要する経費は高額になると想定されます。また、芝の生育や補修のために一定の養生期間と休養期間が必要となり、稼働率の低下が懸念されます。

次に人工芝についてですが、さまざまな種類のものがありますが、近年野球場やサッカー場で多く用いられているロングパイル人工芝の敷設を考えており、その特性は、しなやかな長目の芝の間に調整砂やゴムチップを充填することにより天然芝に近いクッション性が保たれ、けが防止等の安全性にも配慮された品質になっております。

人工芝は初期投資は高額になりますが、維持管理に要する経費が安価で管理がしやすく、天然芝に比べて稼働率が非常に高くなります。耐用年数につきましては天然、人工どちらの芝も10年以上と捉えています。改修工事費と改修後の維持管理費の具体的な金額につきましては、現在行っている実施設計業務の中で算定してまいります。他球場での実績によりますと、天然芝の工事費が1億5,000万円、年間維持費が1,000万円から3,000万円であり、人工芝は工事費が2億5,000万円、年間維持費が100万円から300万円程度と伺っております。

このようなことから天然芝と人工芝の特性を比較し、長期的な観点等も考察した結果、施工後の維持管理がしやすく、また高い稼働率が期待できる人工芝での改修計画としたことを御理解願います。

最後に（6）の改修工事期間についてでございますが、本工事にスポーツ振興くじ助成金の活用を見込んでおり、その条件の一つに申請した年度内での工事完了ということが掲げられていることから、現行の実施設計業務で算出されます必要な工事日数等を勘案した上で議員及び町民の皆様にお示ししてまいりたいと思いますので、御理解願います。

次に、第2点目のいじめ防止の対策についてお答え申し上げます。

子供の自殺は、あえて言うまでもなく絶対にあってはならないことであります。

まず（1）の教師・生徒に対する指導についてでございますが、他市町村等で事故等があった場合は速やかに各校長を招集し指導を行ったり、校長会長を通して各校長へ連絡をし、指導事項を伝えております。また、毎月実施している校長会、教頭会においても指導助言や指示を行い、教職員や児童生徒への対応が適切に行われるよう取り組んでおります。今後もささいな兆候を見逃さないように指導を継続してまいりたいと考えております。

なお、利府町の特色である「十符っ子ブラザーシップ」において、平成18年12月にいじめをなくすためのアピール文を作成し、町内小中学校、利府支援学校、利府高校の11校が児童会や生徒会を中心にいじめをなくす活動を継続的に行っております。

また、昨年度はいじめ撲滅のためのCMを作成、本年4月25日には教育民生常任委員会の皆様にも見ていただきましたが、十符っ子ブラザーシップ全体会において「十符っ子の約束」を決議し、いじめを未然に防ぐ運動についてPRを行い、いじめ問題に対して利府町の全児童、生徒会が中心となって積極的に取り組んでおります。利府町の児童生徒はおよそ4,500名となっておりますけれども、4,500名の活動となっております。

次に（2）のいじめの状況把握の対応策についてでございますが、いじめの把握はアンケートによるものだけではなく、教職員が意識をして常日ごろの児童生徒の様子を注意深く見守るとともに、その都度指導を行っていくことが大切であります。また、スクールカウンセラーや教育相談専門員などと情報を共有するとともに、保護者との連携により学校と家庭がともに見守ることで状況の把握に努めております。さらに、昨年度からいじめ不登校対策連絡会議と対策担当者会議を設け、いじめ対策に取り組んでおります。

次に（3）と（4）は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

いじめの相談は主に担任教諭が受けますが、教職員には言えない場合もあり、定期的に訪問している教育相談専門員や中学校区ごとに配置しておりますスクールソーシャルワーカーが相談を受ける場合もございます。相談者につきましては、いじめに遭った子供本人やいじめを心配する周りの子供たちから情報提供として受ける場合もございます。また、相談窓口は教育相

談専門員、スクールカウンセラーなどのほか、教育相談専門ダイヤルへの電話相談も受け付けております。

最後に（５）の教職員間での情報共有についてでございますが、各学校においていじめ問題対策委員会を組織し、情報共有に取り組んでおります。町としまして、児童生徒一人一人の楽しい居場所となる学校であるよう、いじめの早期発見、早期対応を行うとともに、子供総合センターなどとの関係機関との連携を密に今後も行ってまいりたいと考えております。

次に、第３点目の通学路の安全整備についてお答え申し上げます。

まず（１）の指定通学路の見直しについてでございますが、通学路の指定につきましては、利府町立学校の通学路に関する要綱に基づき、毎年度の４月末日までに校長が指定することとなっております。年度の途中において通学路の状況に変化がある場合は、校長の届け出により変更することとしております。

次に（２）の指定通学路の安全状況の確認と整備についてでございますが、安全状況の確認につきましては、校長が毎年度通学路を指定する際に安全状況の確認を行っており、地震や大雨などの突発的な災害が発生した際には、その都度通学路の安全状況を確認しているところであります。また、安田知己議員の一般質問でもお答えしておりますように、通学路等安全対策推進会議においてPTAとの合同点検の結果をもとに安全対策の検討や対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図っていくこととしております。

さらに、３つの中学校区ごとに配置しているスクールガード・リーダーが日常的に安全状況の確認を行っており、危険箇所の早期発見に努めているところであります。県道・町道の歩道の整備につきましては、それぞれの道路管理者が交通安全の円滑を図るために必要があると判断する箇所で行っております。

なお、公共交通機関との結節点への経路、中心商業地区の内部、観光地、景勝地等で特に多くの歩行者が行き交うと予測または期待される場所に歩道を整備することとなっております。

最後に（３）の歩道橋の整備・安全確認についてでございますが、現在町内にある歩道橋の管理は設置者である宮城県が行っております。維持修繕に関しましては、平成29年３月に県で策定している横断歩道橋長寿命化計画に基づき実施すると伺っております。町といたしましても、通学路の観点からパトロール等を実施し、安全確認に努めているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それでは、再質問させていただきます。

まず一つ目の実施設計業務の……。

○議長（櫻井正人君） 鈴木議員、マイク。

○10番（鈴木忠美君） 済みません。

完了時期ということで、9月中旬に完了する予定であるということで今御説明がありましたが、これは現在進められている人工芝としての設計業務を進めているのか。それからこれはいつごろから入って29日で終わる予定なのか、ちょっとまずそこをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

実施設計業務につきましては、先ほど教育長の答弁したとおり9月29日までということで、5月1日から実施設計のほうを業務委託しております。

内容につきましては、2月の全員協議会及び3月の補正予算審議の中で申し上げましたとおり、人工芝ということで実施設計業務を委託しておるものでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 私は人工芝に変えることに対する反対意見でやるのではなく、やっぱり先ほどもお話ししたとおり、私は楽天の野球のボランティアをやっておりまして、そこに行ったときもいろんな方から情報があつたわけです。「人工芝にするの」と。やっぱり一つの町として人工芝を取り入れるということは、非常に利府町のイメージアップにもなる感じはするんですよね。ところが野球に精通した方に聞いてみると、今教育長からはいろいろないいやつがあるんだと、こうだ、こうだと説明がございました。前の補正のときもいろいろ佐藤班長から説明を受けて、それらしきものがあるのかなと思いつつではあるんですが、何せ野球に明るい方からすると、人工芝は非常にけがの頻度が高いということでもありますので、その辺と、今の設計をやっているのも両面でやっているのかなという思いで一応お聞きしたところです。

次にまいります。次の天然芝と人工芝のメリット・デメリットということで、これも今お話があつたとおり、人工芝の場合は初期投資は天然芝より高くつくと、前の説明のときですね。10年間での維持管理費などを考えると天然芝と同じぐらいだという試算をやっておりますということで説明は受けております。実際、初期投資といわれたときに、例えばある程度人工芝と天然芝との価格というのはある程度見ているんでしょうか。もしわかったら、概算で結構でございます。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

これにつきましても、先ほど教育長の答弁の中にもありましたとおり、近隣のそういう実施しているといえますか、設置している野球場等のものを勘案いたしまして、天然芝につきましては1億5,000万円、人工芝につきましては2億5,000万円ということで見積もっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今のやつで天然芝が1億5,000万円、人工芝が2億5,000万円ということで、たまたま前にこんな新聞に出たやつ、南三陸町ですか、「平成の森しおかぜ球場」というのが3月に完成したんですけれども、これを見ると、大体甲子園球場、あるいはk o b o パーク宮城球場と同じ天然芝を使用したと。これはなぜかという、選手のけが防止と好プレーができる整備球場ということで、金額的には約2億3,000万円で天然芝でできているということで、価格的には今2億5,000万円という、利府の球場が若干広いものですからその辺のかなという理解は得られますけれども、一番の懸念というのは、何度も言います、けがが一番の懸念なんです。価格とかの問題じゃなくして、最終的にやっぱりけがの心配をどのようにとるか。プロ野球の選手ではないのでやっぱり人工芝に一般の方はなかなかないということもあろうかと思えます。その辺については先ほど教育長の説明の中で、「いや、それなりのものでできているんですよ」と、それになるとなるほどと言わざるを得ないのかもわかりませんが、いずれ人工芝となると、普通は皆、土のグラウンドとかあるいは芝生でやっている方が人工芝でやるとやっぱりなれないということで、転倒、イレギュラーとかいろいろあるので、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

まず、南三陸町の「平成の森しおかぜ球場」につきましては、マスコミ、新聞報道でも知られているところでございますが、事業費につきましては2億2,900万円ということで、実際には現地を視察してはおりませんけれども、内容的なものをちょっとお聞きしたところ、グラウンドの改修だけではなくて、フェンスとかといった周辺設備についても改修を行ったということでこういった額になったという話でございました。

また、安全性ということでございますが、気になる状況でございますが、競技の性質上、野球よりもスライディングとかをする可能性が高いサッカーとかフットサル、ミニサッカーというんでしょうか、そういったものにも採用されるケースはふえております。そして、けが防止等の安全性にも配慮された品質ということで、年々品質の改良が行われてきておりまして、安

全性も天然芝に近いものだということがいわれております。けが等の発生リスクなど、それから調査した研究などがあるかどうかも確認いたしました。科学的、医学的エビデンスに基づきまして人工芝や天然芝のけが等の発生リスクについて明らかになっている研究成果というのはちょっと確認できませんでした。

いずれにいたしましても、人工芝、天然芝、どちらの場合でもけがの発生を100%なくす、100%安全であるということではできませんので、利用いただく場合はスポーツにいそしむ皆様にとって常識的な話になりますけれども、入念なウォーミングアップとか準備運動等を適切に行っていただくように周知してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ちょっと今、私勘違いしましたね。今御説明を受けたのに天然芝と人工芝の経費を逆に言いましたよね。人工芝のほうが2億5,000万円ですよ。それで天然芝だと1億5,000万円ということで、今南三陸町のやつが2億3,000万円という話をしましたけれども、経費的にこれはどうなんでしょう、やってみたらまたこれがやっぱり2億5,000万円とかということにかかるということになりますけれども、1億5,000万円ということで、かなり広くてなおさら安く出たんですけれども、この辺は間違いないですか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） この天然芝から天然芝ということの改修についてということの費用でございますけれども、この額でおおむね現状の天然芝の状況にできるということで考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） そういうことで、人工芝にやっても先ほどから言っているとおりけがの問題は心配ないということですが、人工芝になると確かに天候に左右されない、稼働率は確かに高いということは望めると思います。ただ、前にもうちの郷右近議員が質問されたように、人工芝を張るときはやっぱりそれなりの下地があるかと思うんです。そうすると、人工芝にしても当然水はたまるんですよ。たまるんです。そうすると、その水取りというのは当然出てくる。それに対する対応は機械で多分取るんだと思います。その辺も、何で入れるかわかりませんが、そういうものを含めた中でいろんな10年単位で見た経費と維持管理費を見た場合は、同等という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 維持管理費等についての積算の中にはそういったものも含まれ

ているということで御理解いただければと思います。ですから、可能であると御理解ください。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） では、維持管理費ですが、前回の説明のときは人工芝50万円、天然芝1,000万円というお話を受けております。それで、きょう見ると維持管理費が1,000万円から3,000万円ということで3倍ぐらいになっている。それから人工芝の維持管理費が50万円と前回お聞きしたところが100万円から300万円ということで、ここ何カ月でこれに上がるというのは、実際使うときはまた上がっていく可能性があるのか、その辺のところをもう少し、こんなに上がるというのはどうなんでしょう。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

メンテナンス費用といいますか、維持管理費用につきましては、さまざまなパターンといいますか、やり方といいますか、程度があるんだと思います。最初に人工芝についてのメンテナンス費用を50万円としたのは、その最低というか職員等でできる範囲ということを考えておりましたが、今回100万円としたことにつきましてはほかの消耗品等のことも発生してくるということで、少し50万円ほど高額なメンテナンス費用ということで説明をしたところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今御説明がありましたけど、当初説明あったものからこんなにも違ってくるとうなのかなという心配があるんです。やっぱり提案するときはそれなりにある程度基礎を固めた中でのものを提案すべきだと私は思うんですけど、結果的にこれが漏れてました、これが漏れてましたと言っていると膨大な経費になると思うので、その辺についてはもうちょっと正確な数字を前回のあたりのときに出すべきだと思います。これでは、50万円が100万円から300万円、1,000万円が約3倍の3,000万円ぐらいかかりますと。詳細を聞くと、いやいろいろ入るんですと。もしかするとまたふえるかもわからないんですよね。その辺について、今後こういうものを出すときは、ちょっと中身をもう少し精査して出していただければよろしいかなと思います。

耐用年数についてですが、これは前回聞いたときは、よいものであれば人工芝は10年以上という回答を受けております。きょうの回答ですと、いずれも10年以上と捉えているということでもあります。そこで、人工芝についてはどうなんでしょう、屋内・屋外についても耐用年数は変わらないとお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 耐用年数につきましては変わりはないものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） これですけど仙台市民球場、人工芝ですがまだ10年にもならないということを知っています。屋外のため芝が寝てしまい、ボールが来たときにバウンドして非常にスピードのあるバウンドになったり、あるいはそういうことで選手が非常に苦慮しているということでございます。また、k o b o パーク宮城球場ですか、昨年人工芝から天然芝に切りかえたということ。それから先ほどお話ししたとおり南三陸町が屋外なので芝生にしたと。

甲子園球場、k o b o パーク宮城球場と同じ天然芝にしたということは、南三陸町もk o b o パークもしかり、あくまでもこれは選手のけが防止とか好プレーの球場整備ということでやったようなんですが、天然芝での改修工事について再度調査する考えはございませんか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

先ほどの実施設計の業務といいますか、もう委託しているということでございます。その内容というのは、人工芝で改修をするという設計を行っているということでございますので、現時点ではそういった見直しを行うということは考えてございません。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 何か、後の質問をしづらくなりましたけれども、改修工事費については先ほどちょっとお聞きしましたので、その中で費用について私前もお聞きしましたけれども、スポーツ振興くじ助成交付金を使うということで、最大限4,800万円を見込んでいるということで、そのほか不足分については何を充てるように考えていますか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

事業の財源というお話でございます。議員御指摘のとおり、T O T O スポーツ振興くじ助成金の交付申請を行ってまいりますけれども、そのほかの財源ということになれば、起債とかといったものになるのではないかと現時点では考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） スポーツ振興くじ助成金は、たしか申請するときは球場の芝化事業ということで申請したと聞いております。そうすると、芝化事業ということは人工芝と天然芝のいずれにも助成は受けられると。ただし、天然芝から天然芝の場合は改修工事ということで3,000

万円しか補助が出ないと。3,000万円ぐらい。それで、新たな人工芝にすると、これが最大限で新規ということで4,500万円ということで、この辺については3,000万円ぐらいということは、やっぱり3,000万円ぐらいは……人工芝だから4,800万円だね。4,800万円というのは大体これはもらえそうなんですか。まあ申請しているんですからちょっとあれですけども、それをどの程度まで見込んでいますか。来ないうちはわからないかもわかりませんが。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

スポーツ振興くじの助成につきましては、議員おっしゃっているとおりの内容で間違いございません。上限ということで、人工芝の場合は上限が事業対象経費に対しまして6,000万円、そのうちの5分の4ということのようでございます。ただ、その上限いっぱい助成されるかどうかというのは、申請を待たないと幾ら助成されるかということは確定した額は申し上げることができませんので、御理解いただきます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 私は前回の説明の中で、今後の実施設計の中でよく検討しながら考えたいとあったものですから、非常に期待しておりました。やっぱりせっかく改修工事を行うなら、利用者の意向も考えて整備改修に当たるべきではないかという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

まず、今回野球場の改修に当たりましては、メリット・デメリット等について比較する基準といたしまして、町民の皆様の利用者の利便性の向上というものがまず第1点、それから安全性、それから改修後の将来的な管理運営費用を含めたトータルコストということで、大きくこの3点につきまして設定し、検討してきたわけでございます。比較の基準といたしまして、利便性の向上の面におきましては、先ほど教育長が答弁しておりましたとおり、芝生の養生期間とかといったもの、それから極端な話、雨が降っていなければ利用できるということで、冬場に野球の試合をするというのはちょっと考えにくいのかもかもしれませんが、場合によってはそういった練習とかといったものも積雪等がなければできてしまうという全天候型といえますか、オールシーズンで御利用いただける施設だということで、そういった利便性の向上ということを第一義的に考えて人工芝ということで考えたわけでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） けが防止について、一番けがが気になるんですけども、このけが防止という点で町としてはどのようなことを考えていますか。先ほど芝生そのものが土が入ったり何だりしているから大丈夫だという説明はありましたけれども、それでもうけが防止は大丈夫だという認識でございますか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

けが等の防止対策につきましては、先ほどもお答えしているとおりでございます。重複いたしますが、人工芝、天然芝どちらの場合におきましてもけがの発生というものを100%抑えるということは申し上げることができませんので、使用する際にはウォーミングアップとか、あるいは準備運動等を適切に行っていただいで御使用いただけるように周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 皆さん甲子園球場を思い出してください。毎年全国の高校野球大会の会場になっています。あそこに参加する各高校のグラウンドを見た場合、土とか芝なんですよ。だからあそこを人工芝にするとやっぱり子供たちもけがをすることが多いという判断のもと、甲子園球場というのはあえてああいう芝という状態にして人工芝に変えないと私は思ったんです。やっぱり土のグラウンドで練習をやってきた子供、芝生でやってきた子供、それが突如人工芝でやって好プレーができるかとなると、いや、まるっきりグラウンドが違っちゃってねといういろいろがあるのでその辺は甲子園球場というのはそういう作りじゃないかなと思うので、それも含めてもう一度だけ町の考えをお聞きします。そういう甲子園球場のことを頭に入れてお答えください。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

確かにプロ野球の、しかも1軍の本拠地ということで、甲子園球場とかK o b o パークですとか、そちらのほうも存在するところでございますが、利府町の中央公園につきましては、地方球場という位置づけにもございます。やっぱり第一義的に考えなければならないのは町民、利用者の方の利便性の向上でございます。そういった観点から人工芝ということで進めさせていただいておりますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） では、1番の最後、工期についてはここに書いてあるとおりですね。ただ、やっぱりここで質問したいことは、球場の使用計画、次年度の町内行事、楽天の2軍試合もごさいますので、なるべく早目に工期を出すようにひとつ取り計らっていただきたいと思ひます。

次にまいります。2番のいじめ防止の対策についてお伺ひいたします。

まず最初、これらの事故から教育委員会中で教師、生徒に対してどのような指導を行ったでしょうか。改めて行ったことがありましたら、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） では、10番鈴木議員の再質問にお答えいたします。

改めて行った指導、日ごろ行った指導もごさいますが、今回の仙台市の自殺報道を受けての指導でよろしいでしょうか。まず、あの後自体は結構緊急性がございましたので、校長を集めることはせずに校長会の連絡網を使ってなるべく早く回しました。指示した内容は、いじめのアンケートの結果の再点検、また、まだしていなければ再実施、実施をするということ。あと解決済み事案と思われるものの再調査。あとは気になる子供の情報共有を教員同士でもう一回しなさいということ。あとはいじめのアンケート結果だけで判断しないこと。常に教師のアンテナを高くする。ほんのわずかな変化や行動を見逃さない。以上の点を指示、伝達いたしました。その後、学校で行った内容を結果報告させております。

以上でござひます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） これは生徒たちの反応はいかがでしたか。やっぱり仙台市で2年7カ月の間に3件出たということは、これは生徒にも特別な指導をしなければならぬと思うんです。生徒たちにもこういうことで何か特別な指導はやられているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 指名してから。教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

生徒への指導ですが、小学生、中学生とおりますので、その発達段階に応じて各学校に任せしております。何せ非常に重たいテーマでござひますので、これを聞いて「では私も」何ていう事態もありますので、ここはそれぞれの学校、実態、発達段階に応じて各学校に指導するようにと話はしてあります。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それでは、どうでしょう、今回この中高生がいじめが要因ということで

自殺者が続いたことについて、生徒間での話題というのは、何か耳にしたこと、学校からの報告はございますか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

生徒間の話題に関する情報は教育委員会には上がってきておりません。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 次に以前一般質問の中での答弁で、いじめについてのアンケート調査で状況を把握ということで、今回このお答えもいただきましたけれども、たしか本町では年に2回ぐらいアンケート調査を実施されているように伺ったつもりですが、アンケートには生徒の本音が記されていると御判断していますか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

いじめアンケートのことだと思うんですが、いじめアンケートに関しては年2回ではなく毎月実施しております。大きな簡単な4問が基本になっておりますが、その中で本音が出るかどうかというのは、仙台市の事例もあってアンケートには答えていないという場合もありますので、そこは100%の信用はするなという話は先ほども申しました。日ごろの教師の観察、周りからの情報提供、これも大事だという話をしております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今私が2回と言ったけど毎月行っているということで、非常に情報的につかまれていると思います。

調査内容はどんな形で活用されているでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

調査内容は、もちろんいじめがあった場合は本人への聞き取りと、あとは内容によってはいじめ問題対策委員会というのを学校で作りまして、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭とそれぞれの立場のものが集まって対応策を検討いたします。場合によっては地域の方、PTAの方とか民生委員にも入ってもらうこともございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） こういうことは問題が起きてから原因調査よりも、やっぱり防止策を十分に確立することが必要だと思います。仙台市の教育委員会では今後の対策として、いじめに

関する情報、報告を、今まで年1回だったそうですよね、何か新聞によると。それをアンケートではないんでしょうけれども今までの1回を年4回各学校から求めるということでありましたけれども、アンケートは先ほども言ったとおり毎月ですけれども、これはいろんな学校から教育委員会等々、あるいは教育委員会から県のほうに出すようなことについては、利府町としてはどんな形になっているでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

各学校からのアンケートの結果はもちろん上がってくるんですが、定期的には上がってくるものとしては、まず利府町の教育相談専門員の教育相談、これでいじめの相談があったかどうかという調査がございます。これは内輪ですのすぐわかります。あとはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談件数が幾つあったのかというのも、その中にいじめが幾つあったのかという報告もあります。あとは各学校に毎月いじめの認知件数、いじめのアンケートではなくて教師とかほかの聞き取りからいじめが出た場合、それが何件あったのかということも、4月も5月も毎月提出してもらっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） では、現在はどうでしょう。子供たちからいじめの相談というのは直接先生のところにはございますか。聞いていますか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

いじめの相談の件ですが、先ほど申し上げた3つのことで、利府町の教育相談専門員へのいじめの相談は5月の時点で2件ございました。これはもう指導済みでございます。あとスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに対するいじめに関する相談はございませんでした。あといじめの認知件数ですが、4月、5月合わせて小学校で14件、中学校で1件、計15件いじめの認知をしております。ただし、これは全部指導済みでございます。ただ、まだ解決済みということではできません。一応3カ月間経過観察をして、そこで判断ということになりますので、一応これぐらいの件数はございますが、指導は済んでおります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） この質問の中で、同じ生徒が何度もやっぱり質問に来るということもございますか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 申しわけありません。その詳しい中身までは、私のほうでは把握しておりません。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） では、次にまいります。

子供からの相談窓口を設置しているかということなんですが、今件数についてはちょっとお聞きしましたので、相談対応者はまず最初は学級担任ですか、この方が窓口になって、そして状況によっていろんな方に入ってもらうというやり方をされているわけですか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えします。

一番最初は担任が一番窓口になる可能性は高いと思います。あとは養護教諭に相談する場合もございますし、カウンセラーに相談することもございますが、とにかく最初に知ったものが担任やほかの関連するものに話をして、必ずチームをつくって対応するということにはしております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今回の仙台市では事故が続いたもので、仙台市でまた全市学校で夏休み前半ごとに担任教師が児童との個別面談を実施するということを計画しているようです。本町ではどうかということをお聞きするわけですが、やっぱり今前段に聞いた生徒自身が先生のところに行って相談するということは、逆にそれが「お前先生に言ったな」ということでいじめの原因になる可能性もあるので、私はこの仙台市で今考えている全員を対象にしてやるということはいいのかなという思いもしたんですけども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 全員に対して聞き取り調査をするということによろしいですか。個人面談。

学校によりますが、夏休み等を利用して教育相談などをやっている学校はございます。ただし、全員やっている学校とやっていない学校とがあると思います。利府町の場合は、幸いなことにそれほどいじめの認知件数は多いほうではないなと私は個人的に思っておるのですが、でもおっしゃったようにそこは考えていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） たしか今はほかの学校ではやっていないの。仙台市が初めてこれをちょ

っとやると、やっぱり仙台市は特別ですから。ただ、その中で今教育次長が利府町では余り問題がないようだ、大体皆問題はないということで最初にやっているんですよ。それで、結果今の新聞を見たときは、過ぎてから実は、実はとだんだん上がって行って、県の教育委員会、それから文部科学省に行って初めて振り出しに戻っていったことを直すということがあるもので、やっぱりこういう子供の問題については神経を細やかに取り組んでいかないと、取り返しのつかないことになろうかと思って聞いたところでございます。

それでやっぱり利府町としても、さっきも言ったとおり本人が先生に行くとなると、そういうものを見られたりするとどうしてもいじめの対象になるのかなと私は思うんです。私だけではないかもわからないけれども、何かそんな感じがするものですから、そういうほかでやることでも、今利府町は起きていないからじゃなくして、そういうのも参考に考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） おっしゃるとおりだと思います。私も子供のころはそういうものを見ておりますので。やはりいじめの相談に乗るものがそういうことも考えながら対応するようにしておりますので、絶対には限りませんが、可能な限りそういう可能性を防ぐように対応はしていると思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） では、（5）にまいります。

教員間の情報の共有化が図られているかという大変失礼な聞き方をしなければいけないんですけれどもね。これまでの自殺についての記事を見る限り、教員間の情報共有が図られていないようであります。これは利府町のことでございませぬからね。利府町は多分もうずっと図られていると思うんですけれども。ただ、そこで利府町としては横のつながり、学校内でも横のつながりというのはどんなふうに捉えておられるのでしょうか。ここにもちょっといろいろ書いてはあるんですけれども。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 学校内のことでよろしいですか。学校の中では、先ほども申し上げましたが、日ごろの情報交換は、何かあった場合いじめ問題対策委員会というのを開いておりますし、あとは毎週やっている例えば学年の打ち合わせ、あと毎月やっている職員会議とか、いろんな会議がございまして、その中で生徒指導の時間を設けて情報共有はしております。あとは会議だけにとどまらず、放課後の時間帯とか、例えばきょうの数学の時間にちょっとあ

の子が気になったとか、そういう情報交換も密にしております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） そういうことで横のつながりがうまく行っているということであれば、今度は縦のつながりということになるわけですね。例えば教職員から学校長、そして教育委員会と、だんだん上がっていくわけです。そこのあれで、今までの新聞等を見た場合、皆どこかで詰まっているということがあったものですから、多分利府町はすばらしくパイプが、風通しがよくいっていると思いますが、その辺についてはうまく図れているかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） おっしゃるとおり、利府町も何かあった場合はすぐに学校から委員会のほうに情報が上がってまいります。ただ、今のところはそういう重大事態といえますか、利府町が直接学校に入ってくるような重大事態はまだ、まだというのは変な言い方ですが、起こっておりませんので、もしそうなった場合は利府町としてもちゃんとしっかり動きたいと思えます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） やっぱり子供のとうとい命をなくすことのないようにするためにも、とにかくパイプの詰まりがないようにやっていただくように、ひとつお願いをいたします。

最後に、通学路の安全性についてお伺いいたします。

一番最初の指定通学路の見直し等々、これも前にちょっと質問したことがございます。この回答によると、毎年3月末で学校長にあったものについて教育委員会へ届け出て変更することもできるということですが、実は私は平成24年3月に定例会で質問した中で青山からしらかし台中学校に通う路線の見直しを御提案しました。何というかと、あそこの樹木を切って少し広くして日当たりをよくしたらいいのではないのか、そしてやはり結構通っているのだからということで質問したことに対し、回答としては、当時は生徒に指導といって防犯協会への巡回協力、生徒安全指導の巡回強化に努めるとありました。5年経過した現在、両側の樹木も一部伐採、二十数本ぐらい伐採されましたね。防犯灯も整備されました。質問以降も、私もやっぱり質問した以上、現実的に子供たちが通っていたものですから、これまで何度となくあそこの現地調査にまいりました。そのころは大体かなり多い数、7人から10人ぐらいの子供ではありましたが、通っておりました。実はきのうも6時45分から8時15分まで行ったところ、

この間に4名の男子生徒が山道を登校ということで、以前よりは非常に少なくなったということで、学校での指導等がうまくいっているのかなということで、今後とも現地調査をもうちょっとしてみたいなど。いうなら、だめだと言っても実際子供たちが通っているものですから、この辺のところはやっぱり見る必要があったのかなということで、きのう見た段階では通学路の指定についてはもうちょっと検討かなということで感じました。

それで、一つ別な問題が、4月にウジェスーパーがオープンしましたね。実はうちの後ろ側にできたもので、その後ろの道路が6メートルほど広くなりました。今、朝晩の子供の通学が非常に多くなっております。ただしあそこは多分通学路にはまだ指定はされていないと思うんですが、その辺について今後通学路に指定するお考え等はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

通学路の指定につきましては、学校長のほうで指定しておりまして、変更等につきましても学校長のほうから来ております。議員のおっしゃいました道路につきましては、申しわけございません、ちょっとはっきりとした道路の形態が私今つかめていないもので、あとでまた調べてお答えしたいと思います。お子さんたちの通学の状況等に応じての通学路の指定になるものと思いますが、やはり一番は安全性ということになると思いますので、その安全性を学校等のほうで確認いたしました上で通学路として指定するかしないかということについては決まってくるものと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） あとで調べてもらいますけれども、あの道は行きどまりになっているんですよ。あそこに行くのは本当のあそこの社員、パートで来た方とかが入るぐらいと、あとうちと隣とそれだけなんです。もうほとんどそんな関係で非常に朝晩の子供たちの通学が多くなっています。私もあそこでたばこを吸いながら一応監視はしているんですけどもね。それで、要は表通りがあのとおり、前回の質問でもしましたけど電柱に3回ぶつかって、子供は巻き込まれなかったんですけども、もう3回あったわけですよ。だからそういう歩道があるから安全ということではないものですから、やっぱりその辺も今後ちょっと調査して考えていただきたいと思います。

（2）にまいります。通学指定路の安全状況についてということで、安全確認ということは、事故だけではなく登下校時の道路のへこみ等々そういうものを見てもらわないと。実はこの間5月に3日間雨が降りましたよね。あのときちょうど朝の挨拶に立っていたとき、あそこのJ

Aの前あたり、平らなようですけれども結構水上がっている。それから学校とずっと回ったけれども、結構道路が平らなように見えるんですけれども雨が降ったときの状況という、水たまりが結構出るんです。そこを車が通ったことによって、私もあそこに立っていたら子供がぬれてきた。なおかつあそこで待っていたら車が来た。30キロだけ30キロで走る車はないね、あそこは。大体50キロから60キロで走るものだからぼっさりかぶって、私も一緒にかぶりましたけれども、だからやっぱり通学路というのは単なる交通事故ということじゃなく、そういう道路の状況等も見ることがあると。そうすると、天気の日だけ見回りをしていてもなかなかそういう状況を確認できないので、雨の降った日でも雪の降ったときにでも状況確認というのをする必要があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

日常的な通学路の安全点検ということでございますが、教育委員会では3つの中学校区ごとに先ほどもお話しいたしましたスクールガード・リーダーを配置しております。スクールガード・リーダーは今3人お願いしているんですが、元警察官の方でして、道路交通等についても非常に詳しい方でございます。その方たちに週2回6時間ずつ通学路、子供たちの歩行の状況等を確認していただいております。毎日業務日誌をつけていただいているんですが、その中には通学路の安全監視ですとか交通警戒巡視、あとは何かあったとき、例えば変質者が出たときですとか、そういったことも含めて確認していただいております。ですから、雨の日、雪の日、晴れた日、それぞれで細やかな点検をしていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ちょっと時間がないので最後に行きます。

実は、歩道橋の整備とか安全確認ということで、5月の中旬に利府小学校前の歩道橋で就学前の子供が自転車歩道橋を降りてきて、二、三段目あたりから転倒したんです。それで救急車で搬送されたという事柄がありました。また、中学校のほうに私が孫を送っていったときですが、中学校の歩道橋の前でも、中学生があそこを自転車ではっと降りてくると。非常に危険ではないかと思うので、やっぱりそういうところには注意看板とかを立てるとかとする必要があろうかと思えます。

それともう一つ、今歩道橋が2カ所ありますが、いずれの歩道橋も鉄板の腐食、それから階段に土がたまったり路面の一部が破損している箇所があります。通学路に指定している以上、

この中ではパトロールは実施しているとなっておりますが、町として通学路としている以上、点検・整備ということについてどのようにお考えですか。その二つについて最後にお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 鈴木忠美議員の再質問にお答えします。

歩道橋に関する維持管理、整備の御質問でございますが、教育長の答弁にもありましたように、この歩道橋は県が管理しております。維持管理につきましても県が行うこととなっております。議員御指摘の腐食に関する修繕、それらに関しましても県で計画して策定している計画に基づきまして、5年に1回点検するんですが、その点検結果によりますとある程度修繕が必要だという結果になっております。県といたしましては、計画では5年以内にそれらの修繕をするという計画となっておりますので、なおかつ県のほうにも町として要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今5年ということでありまして、やっぱり危険箇所については県と調整した中で、町として通学路としているところについてはもうちょっと、5年待たなきゃ直らないということではなくして積極的に取り組んでほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 再度お答えします。

5年ということではなくて、5年以内という表現となっておりますので、それらの意味合いも含めまして県のほうに要望していきたいと考えております。以上です。

○10番（鈴木忠美君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、10番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

次に、1番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔1番 鈴木晴子君 登壇〕

○1番（鈴木晴子君） 1番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には2点にわたり通告いたしております。通告順に質問させていただきます。どうぞよろしく願います。

1、協働のまちづくりについて。

少子高齢化社会が進む中、地域の特性を生かした安心で安全な住みよい地域社会をつくるためには、地域と行政の協働が今まで以上に重要になってきております。町民のまちづくりへの理解と意識の啓発は急務であると考えます。町は、総合計画で協働のまちづくりについて将来像の柱と位置づけ、施策を展開しております。そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）まちづくり参画の促進として環境の整備を図るとありますが、具体策をお伺いいたします。

（2）地域課題の解決に向かって取り組む公益的な活動を行う団体の立ち上げ、運営の支援はどのように行っているのかお伺いいたします。

（3）まちづくり活動団体数の平成32年度の目標値は30団体とありますが、団体数をふやすための方策はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

（4）先進自治体では景観サポーターを募り、町の環境美化に努めております。オリンピックもあることから、官民協働で町の環境美化を進めるときではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2、町民の健康づくりについて。

町は「はつらつ健康利府プラン」を策定し、町民の健康増進に取り組んでおります。超高齢化が急激に進展している中、健康で長生きできる支援体制の充実はさらに重要であります。そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）プランの中に運動に取り組みやすい環境の整備に努めるとあります。

①具体策をお伺いいたします。

②日常の健康増進のため、身近な公園に健康遊具を設置してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

（2）先進自治体では国民健康保険加入者にヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブ、動機づけを提供する取り組みを保険事業として実施しております。厚生労働省では、このような保険者が加入者に対して予防、健康づくりのインセンティブを提供することは重要とし、平成27年度医療保険制度改革でも保険者の努力義務として健康保険法等に位置づけ、実施する場合の具体的なガイドラインを策定、公表しております。町としても町民の健康づくりへのインセンティブとなるこの取り組みを推進すべき

ではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1、協働のまちづくりについて、2、町民の健康づくりについて、いずれも町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 鈴木晴子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の協働のまちづくりについてでございますが、（1）から（3）までは関連がございますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

町では、現在町民主体の地域づくりを推進するために、町民がみずからの創意工夫において自主的、自発的に取り組むまちづくり事業に対しまして、まちづくり支援事業補助金の交付、あるいは「十符の里ー利府」フェスティバル事業への助成など、側面から支援を行いながら協働意識の醸成に努めているところであります。

また、地域課題の解決に向けまして、自主的・自発的に取り組む公益団体の立ち上げや運営支援につきましては、県内のNPO活動を総合的に推進するために県が設置している「みやぎNPOプラザ」の協力をいただきながら、法人設立や運営に関する講座、各種助成金等についての情報発信や相談支援を行っているところであります。

さらには企業創業やNPO、町民活動などに関する相談の場として設置いたしました「利府町まち・ひと・しごと創造ステーション t s u m i k i」も活用しながら支援に努めているところでございます。

また、本年度は地方創生推進交付金を活用して、まちづくり全般に関して連携協力に関する協定を締結した宮城大学との連携により、まちづくりの担い手となる新たな地域リーダーの掘り起こしや団体の育成を行う「まちづくり大学」を開校することといたしております。具体的にはワークショップを開催いたしまして、その中でコミュニティー活動への参加状況や協働のまちづくりに関する意識調査を実施いたしまして町の課題や問題などを抽出しながら、同じ目的意識を持った方々が仲間をふやして活動していけるように行政としてサポートしていくものでございます。この事業の実施によって、まちづくり活動団体の増加のみならず、将来的にはNPO法人等の設立に結びつけてまいりたいと考えております。

これからも既存の活動団体や人材の集約、実施事業などの情報発信に努めながら、長期的視点でより多くの町民の皆様がまちづくりに参画できる環境の創出に努めてまいりたいと考えております。

（4）の官民協働の環境美化についてでございますが、町では6月と9月の第一日曜日を「り

ふクリーンアップ大作戦」に設定いたしまして、町内会を通しまして全町民の皆様を対象とした清掃活動をお願いしているところであります。また、この機会外にも各町内会独自の取り組みとして、地域清掃活動や周辺花壇の整備が実施されております。さらに、利府町産業振興協議会による町内一斉クリーンアップ作戦や利府町建設災害防止協議会による菅谷台団地内の調整池の除草とその周辺道路の清掃活動も行われております。

そのほか、宮城県の取り組みとして、「みやぎふれあいパークプログラム」による「モリリン加瀬沼公園」清掃や「スマイルロード・サポーター制度」による県道の清掃活動など、さまざまな機関団体が環境美化に取り組んでいただいているところであります。

このように、多くの方々に本町の環境美化に貢献いただいております。感謝しているところでございます。今後とも、これらの制度を活用しながら、企業などとも連携を深めて官民協働の美化活動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力お願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の町民の健康づくりについてのお尋ねであります。まず（1）の①の運動に取り組みやすい環境整備の促進の具体策についてのお尋ねであります。「はつらつ健康利府プラン」では、健康寿命の延伸、一次予防の重視、健全な食生活の実践を基本方針に掲げまして、健康と食育に関する7つの分野で各取り組みを推進することといたしております。

その一つとして、身体活動と運動の推進の分野では、自分自身の身体状況に合った運動を無理なく日常的に取り入れることができるように、運動施設やスポーツサークル、運動方法等の情報提供を行っているほか、健康ウォーキング教室や「シニアのちょこっと貯筋体操教室」などの健康管理に関する教室を開催するなど、運動を始めるきっかけづくりを行っております。今後も町民の皆様がみずから運動を通じた健康づくりを実践していけるように、情報の提供や運動の教室等を通して運動を始めるきっかけづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、②の身近な公園への健康遊具の設置についてであります。健康で長生きするために日常に運動を取り入れることはとても大切なこととあります。近隣の仙台市や多賀城市などでは公園内に健康器具を設置しているところがございますが、町内でもグランディ21や県民の森、加瀬沼の公園内に設置され、多くの方々に利用されております。

御質問の身近な公園への健康遊具の設置についてであります。現在のところ考えておりませんが、利府町といたしましては今後も健康増進の一環として、身体活動や運動の推進を図るためにニュースポーツの推進や学校開放等で運動しやすい環境整備に努めたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

（２）のインセンティブ制度の活用についてでございますが、この制度につきましては医療制度改革の中で保険者の努力義務と位置づけられており、国民健康保険制度においては特定健診の受診率向上など、保険者努力支援制度のメニューの一つになっているところであります。

利府町におきましては、昨年度に策定した利府町国民健康保険データヘルス計画に基づきまして、各種保険事業を実施しているところであります。現在、保険者努力支援制度といたしまして、糖尿病、重症化予防事業、あるいはジェネリック医薬品の普及促進事業などを実施いたしまして、被保険者の健康保持や疾病の重症化予防に取り組んでいるところでございます。

ただいま鈴木晴子議員御提案のヘルスケアポイントの活用によるインセンティブ制度の推進につきましては、国保加入者全体の健康増進、あるいは各種健診の受診率向上、また医療費の抑制についても効果が期待されておりますので、全国の先進自治体の実例、あるいは事業効果などを参考にしながら、利府町におけるインセンティブ制度のあり方について調査、研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。終わります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） では、1点目から再質問させていただきます。

（１）のまちづくり参画の促進として環境の整備を図るという部分でございますが、ここはなぜ協働のまちづくりを進めていかなければならないのか、この「なぜ」を町内全体に浸透させていかなければならないと思っております。また、町民の意識改革も必要ではないでしょうか。意識を改革していくには、行政と町民との話し合いの場も必要ではないかと思っております。町ではパブリックコメントや事業ごとのワークショップは今までも行っているところでございます。これからは協働のまちづくりという部分で話し合いの場をつくっていかなければならないと思っております。議論ではなく対話が重要だと思っております。この部分、町としてはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

鈴木議員おっしゃいますように、これまでワークショップ等を開催させていただきまして、住民からの意見、要望を取り入れながらまちづくりへの参画等をやってきましたが、対話が必要だということでございますが、ワークショップの中でもこれまで例えば文化複合施設の実施計画とかを作成する場合に、当然対話形式でもって策定してきたということもございまして、今後もそういうワークショップ形式でやっていきたいと思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 静岡県の牧之原市では、対話による協働のまちづくりを推進しております。この市の特徴としては、「市民ファシリテーター」の養成を行いまして、住民との話し合いで協働のまちづくりを進めているところです。

「市民ファシリテーター」とは会議の進行役でございますが、3つのスキルを養成します。一つ目が、できるだけたくさんの意見を引き出すスキル。二つ目が、自由な雰囲気をつくるスキル。三つ目が、参加者の合意を図るスキル。誰でも自由平等に話せる場をつくることのできるスキルです。このようなスキルを持った市民ファシリテーターを中心に、市では男女共同サロンと名づけ、いろいろな場所で話し合いの場を持っております。そのような中で津波、防災、まちづくり計画や総合計画、絆づくり事業など、市の重要な計画までも対話によるまちづくりで推進しております。

この牧之原市も初めからこのような対話のまちづくりができたわけではなく、会議の中では自分の意見ばかりを言う方や文句を言う人が中心になってしまうこともあったようです。それでもこのファシリテーターを中心にしていく中で、このような体制が整っていったということでした。

町としても、まちづくり大学の中でファシリテーターを養成して行って、町民と対話によるまちづくりを推進してはと思いますが、いかがでございましょうか。お伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

確かにファシリテーターの必要性につきましては、我々職員も常日ごろから住民の方々の意見なり要望等を聞く場合、あるいは会議等の中でも必要かなと思っております。まちづくり大学の中でも、当然ファシリティ役というもの、宮城大学と提携してやるわけなんです、そういった方々が中心となってやっていくかと思っておりますので、その中で住民の方もその手法について勉強していただきまして、その後さまざまな活動をしていただければなということは思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 協働のまちづくりには町民の意識改革も必要でございますが、町の職員の意識改革も必要だと思っております。町では職員研修も行ってありますが、その内容はどのようなものだったのかお伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 職員の意識改革も必要だということですが、例えば政策課の絡みで申しますと、総合戦略を昨年つくったわけなんです、その総合戦略の中に盛り込むような事業なり課題等、職員の有志を募りまして、そういった話し合い何かもしながら作成してきたという経緯がございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 研修の内容は協働のまちづくりについてだったのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

協働のまちづくりというテーマではございませんが、これまでそういったテーマでの研修会はしてこなかったと思いますので、研修担当の総務課と検討させていただきたいということでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 行政改革アクションプランの中にそのような研修を行うと書いてありまして、平成28年度も行う計画だったと思うんですが、今年度はそうすると計画しているということよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 具体的にどのような計画という話は、まだ総務課のほうと詰めておりませんので、これから詰めさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 職員もこのような協働のまちづくりについて勉強しているという部分を公表している自治体がございます。そのような部分も公表していく中で、町民も職員が勉強しているという部分を理解できて、協働のまちづくりも進んでいくのではと思いますので、今後そのような研修内容を広報でお知らせしたりホームページでお知らせしてはと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 総務課で行う研修につきましては、決算のときにたしか皆様方にお知らせしているのかなと思いますので、住民の方へどうするかちょっとわかりませんが、職員の研修も大事ですが、我々としては町民への意識醸成というのが大事なのかなということで、今年度からまちづくり大学をさせていただくということで考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 広報やホームページなどでもっと協働のまちづくりという言葉を出していきまして、町民にも関心を持ってもらうことが必要ではないかと思っております。昨年の3月議会でも私は協働のまちづくりについて質問させていただきました。そのときの町の答弁では、次の総合計画を策定する平成33年度には条例制定を検討していきたいということでしたが、町民と話し合いで条例制定を進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

協働条例につきましては、他市町村でもつくっているところがありますが、次の実施計画というお話でございましたので、必要となればそのような形でのスタイルもあるのかなということとは思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に（2）の団体の立ち上げ、運営の支援に行きたいと思えます。

まちづくり支援事業補助交付金でございますが、団体人数が5名集まった場合申請できるようになっておりますが、もう少しハードルを下げてほしいのではないかと考えております。他自治体では3名でも助成しているところがございます。実際、3名で町の緑、木を守る活動をされている方がいらっしゃいます。本当に素晴らしい活動だと思っておりますが、人数が集まらないためにこの申請を断念しているようでございました。活動内容によっては3名でも申請を受理できるような体制にしてほしいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） まちづくり支援事業、現在の要綱ですと、確かに5名以上ということになってございます。確かに議員おっしゃるように、3名の方、4名の方でもそういうまちづくりに興味がありまして、やってみたいというところで選考の基準に達すればやっていただくということも必要なかなと思っておりますので、この人数につきましては再度検討させていただきたいなというところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ぜひ検討していただければと思います。

その支援補助金の補助額なんですけど、1団体当たり3回まで申請できて20万円が限度となっておりますが、ほかの自治体では少額の助成を行っているところもあります。物品に対しての助成で1万円程度というところもありました。少額での助成でも助成してほしいという声もあ

りました。少額ですと複数の団体に助成することができまして、活動も立ち上げしやすくボランティアの拡大にもつながっていくのではと思いますが、この金額に対しても少しハードルを下げた内容で検討してはと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

金額のお話でございますが、これまで1団体20万円というところで、20万円を3回まで分けて使うことができますという形の要綱でございますが、これまでですと年度最高でも3段階というところで、大体その予算の範囲内でおさまっていたということもございましてこの金額を維持してきたわけなんです。せっきく今回まちづくり大学が発足、開校いたしますので、その中でそういった形がいいのかどうか、住民の方々の意見も踏まえながら検討させていただきたいなということを思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 多くの団体に支援していただければと思います。

活動している場合で一番心配な部分は事故だと思うんですが、宮城県の社会福祉協議会ではボランティア保険の申し込みを行っております。こちらのほうは広報での案内や窓口で相談があった場合などは町としては案内しているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 保険の関係だと思っておりますが、さまざまな保険がございますので、相談があればそういったところを紹介させていただきたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） このボランティア保険に対しまして助成をしている自治体がございました。この保険料は大体1名当たり年間300円ぐらいからあるんですが、まちづくりのためのボランティアという部分で活動している方は無償で町のために頑張っていただいておりますので、助成支援をしてはと思いますが、いかがでございましょうか。ボランティア活動の把握にもつながっていくのかなと思います。実施を検討してみてもはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 先ほども申しましたようにさまざまな保険とかがございますので、まず保険の内容をちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に（3）の団体数をふやすための方策に移ります。

やはりこちらは相談体制を整えることが大事だと思っております。先ほどもみやぎNPOプラザのほうとかというお話もあったんですが、昨年3月の議会で市民活動サポートセンターを設置しまして、相談体制を整えてはと私は質問させていただきました。その際の答弁が、「tsumiki」がその市民活動サポートセンターの機能を有しているということでございました。

「tsumiki」が開設しまして半年となりましたが、市民活動の相談はありましたでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

「tsumiki」なんでございますが、昨年の11月にオープンいたしまして、そういった企業創業とかNPO市民活動に関する後援会、相談事業などを行っておりますが、相談につきましては、昨年度何件か相談があったということでございまして、内容的にはこれまで地域の活動に参加してこなかったというところで、地域も高齢化が進んでいるので介護関係とかをやってみたいということとか、自分が車を使わなくなったときにシェアするシステムがあればいいのという話とか、そういったどちらかというシニア世代の方々から相談が多かったということをお伺いしております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 相談があったということで、本当に体制が整ってきたのかなとは思いますが、その「tsumiki」のホームページでございまして、トップページのカテゴリーの部分なんですけど、よろず起業相談というボタンがあります。そのよろず起業相談というボタンを2回クリックしないと市民活動の相談ができるという内容が表示されないようになっているところではございまして。トップページにも市民活動の相談、またNPOの相談ができるという表示が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） そういった画面表示ができるのかどうかを含めまして、検討させていただきます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 市民活動とかNPOについてもっと相談できるという部分を全面的に、積極的に出してはとっております。また、ホームページだけではなく広報、回覧などでも「tsumiki」ではそのような相談ができるとお知らせしてはとっておりますが、い

かがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

これまでも広報紙、あるいは「tsumiki」のホームページ、Facebook等で活動内容等を報告しておりますので、今後も引き続きいろんな媒体を使いまして広報していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 市民活動とかNPOの相談ができるという部分をぜひ発信していただければと思います。

次に、（4）の官民協働の環境美化について伺います。

今月も6月で環境月間ということで、町としては町民一斉清掃、りふクリーンアップ大作戦を実施して取り組んでいるところでございますが、ごみ拾いをしてきれいになった町をさらにきれいに彩っていくという部分で、緑、花で彩り、町民の皆さんの町への愛着も深まっていただければと思っておりました。

全国でもさまざまな取り組みがなされております。群馬県下仁田町では、花植えや除草、ごみ拾いに対して町で支援をしております。支援の内容は、必要な物品の支給や貸与、ボランティア保険への加入です。また、ほかの自治体では公共の場所に花を植えるボランティアをしていただく方に花や種を年間1万円の範囲で助成しております。このような取り組みを町でもしていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

議員が今御指摘のように、クリーンアップ大作戦が6月に強化月間として実施しているわけですが、先ほど町長が答弁した中にはいろいろなそういった環境面でのボランティアでやっただけではない、いろいろな団体及び企業であったり、私ども町の職員も親睦会の中でそういった活動をしてございます。そのほかに今、花の種ということですが、町のほうでもそういった仕組みがございまして、そこを活用していただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） また、この町では植栽を植えた部分に町で製作しました活動者名、活動団体の表示板を提供しておりました。新宿区のほうでもこのような取り組みが行われておまして、「道のサポーター」と書いてありましたが、「この道はボランティアが管理してござい

す」と書いてありました。その看板を見たときに、私はこの地域の方は町を大事にしようというふうな心があるんだなとすごく感動したところなんです、そのような表示板があることによりまして、育てる側も見る側も町への愛着が生まれてくるのではと思います。

町としてもいろいろなところでそのようなことをしている団体があるということでしたので、このような案内表示を作成しまして皆様にお知らせしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

町の中で、私は菅谷に住んでいるんですが、その地区でも婦人会でしたか、道路の植栽ますを使って花いっぱい運動などを展開しておりますけれども、その中でもどの団体がということと表示されて実施していますので、そういったものもあるということから、工夫しながら今後考えていきたいと思っています。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 町で統一したものがあることによりまして、皆で町をきれいにしていこうという心も全体的に広がっていくのかなと思いますので、ぜひ推進していただければと思います。

また、場所を決めましてその部分をさらにきれいにしていこうという考えもあるのではと思います。例えば駅前であるとか高速道路のインター付近など、町の入り口に「ようこそ利府町へ」というようなおもてなしの心を花で表現してはと思います。東京都の墨田区では「緑と花のまちづくり推進地域」を町内会ごとに選定しまして、場所を決めて町を彩っておりました。

このような取り組みを町としてもしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

たまたまですか、利府町では2020年にオリンピックが開催される機会もありますので、そういった意味では利府町にお見えになる方の迎える姿勢としては、今の議員おっしゃったようなやり方というのは意味があるものと考えておりますけれども、そのためにも人材育成ですか、ボランティア育成というのが大事になってきます。今一番最初にお答えしましたけれども、町の中では各町内会ごとに環境面でいろいろな行事に取り組んでいただいております。そのほかにも町内会の各種団体のほうでもいろんな行事を環境面でやってございますので、今後そういった団体が一番やりやすいかと思っています。そういった意味で、いろいろな情報を仕入れていき

ながら、議員御提案の迎える姿勢のそういった看板ということも研究していきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 町の景観がきれいになることによりまして、町民の意識もさらにきれいな町にしていこうという気持ちになっていくのかなと思います。

現在もさまざまな団体が植栽活動を行っておりますが、それぞれ頑張って行っておりますので、表彰、コンテストを行ってはと思います。先ほどの下仁田町でも行っております。褒めたえあっていくことでさらに町がきれいになっていくのでは、町への愛着も町内のほかの地域への関心も高まっていくのかなと思います。このような取り組みをしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

いろいろな意見があると思います。今言った意見も今後の事業の参考にしていきたいと思えますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、大きい2点目に進めさせていただきます。

（1）の②番からお願いします。

健康遊具についてでございますが、国土交通省の調査では、子供の公園利用が減ったのに対しまして高齢者の利用が倍増しているという結果が出ておりました。今後の公園利用は子供だけではなく、大人や高齢者を含む幅広い年齢層が利用できる場として考えていかなければならないと思います。WHOのデータでは、死亡リスクの第4位が運動不足となっております。また、認知症のリスクも身体的不活動の影響が最も強いようでありました。認知症予防にも介護予防にも、身近な公園で健康づくりができるという部分は大事だと思います。

超高齢化を迎える現在、高齢者の健康づくりとコミュニケーション形成が社会問題となっておりますが、このどちらもが公園にはそろっていると思っておりますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

健康遊具の設置についてでございますが、確かに高齢化が進む中で高齢者の介護予防、認知予防のために、健康増進のための一つの手法であると考えております。

ただ、町では遊具ではなくて運動する機会であったり、高齢者の方が集う場ということで今

提供しながら、高齢者が健康で長生きに過ごしていただけるような取り組みを推進しているところでございますので、御理解いただければと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 町長の答弁にもありましたように、多賀城市でもこの健康遊具を設置しておりました。その多賀城市では、平成23年度から平成28年度までにこの健康遊具を国の交付金、地域介護福祉空間整備推進交付金を活用して設置いたしました。残念ながら、今年度よりこの健康遊具設置につきましては交付されなくなりました。多賀城市ではそれでも一般財源で設置するということでした。

町としてもこの部分から設置を考えてはと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

議員の御指摘にもございますように、今年度から厚生労働省で実施しております福祉空間の交付金については、健康遊具は交付の要件に該当しないということになっております。

一般財源で設置してはいかがかということでございますが、健康遊具の設置が今の利府町の中でどういった形で、やはり設置だけではなくて利用についても当然検討すべきものと考えておりますので、そういったいろんな方面から検討を加えさせていただいた上で、研究させていただければと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 導入については現在のところ考えていないということでしたが、北海道の千歳市では、公園の遊具の設置から30年から40年が経過して劣化が進んだものにつきましては、地域住民の要望に答えながら入れかえをしているようでございます。市では遊具が更新時期を迎える際に地元の町内会に意見を聞くようにしておりまして、地域住民の要望を参考に住民のニーズに応じた種類の健康遊具も含めた遊具を導入しているようでございました。

花園町内会では、この健康遊具の設置につきまして3年前から要望しているということでございました。今後、遊具の入れかえの際には、町内会のニーズを確認しながら導入していかはと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

当然遊具につきましては年1回点検しまして、修繕するもの、それから入れかえをしなけれ

ばいけないもの、毎年行っております。一番は公園の安全管理の観点からそういう点検を行っているわけですが、当然入れかえをする際、撤去する際、地元の町内会の会長の意見も聞きながら行っております。そういったことから、新設する場合も町民の皆さんの要望によりまして新設しておりますので、いろんな町で行っている事業がありますが、その事業の中で優先順位をつけて設置している状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に（2）のヘルスケアポイントに移ります。

この制度の導入で期待される効果としましては、健康寿命の延伸だと思います。内閣府の平成27年度の高齢社会白書によりますと、2013年の時点における日本人男性の健康寿命は71.19歳、女性は74.21歳となっております、2001年より延びております。しかし、同資料では平均寿命の延びに比べまして健康寿命の延びが小さくなっております。国立社会保障・人口問題研究所では日本人の平均寿命が今後さらに延びると予測しておりますが、その一方で、平均寿命が延びることによって介護や医療によるサポートやケアが必要になる時期も延びることが予想されておりました。この現状のままでは、寿命が延びてもケアの期間が延びてしまいます。健康寿命を延ばす取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、今回策定いたしました「はつらつ健康利府プラン」の中でも、その重要性について十分住民の方、または検討する段階で意見をいただいたところでございます。利府町の健康寿命につきましては、宮城県の平均よりも大分長い健康寿命になっておりまして、今回のプランの中でもこの健康寿命を平均寿命にできるだけ近づけて、健康で長生きしていただけるような事業を展開していこうということで、プランの中に盛り込んでおります。そういったところを目指しながら、町といたしましてもさまざまな事業の取り組みを推進していきたいということで考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） インセンティブにつきましては、町のほうでも保険事業のほうで研究していくということだったと思いますが、先進自治体では保険事業だけではなく、町全体の町民の健康づくりとしても取り組んでおりました。町としても保険事業だけではなく、町全体の取り組みとして取り組んでいってはと思いますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町全体のインセンティブへの取り組みにつきましては、議員から御指摘があるように、当然我々としても必要な事項だと考えております。今後7年経過した後にこのプランが掲げている目標値が実施できるように、各課の協力をいただきながら住民の方のインセンティブを高められる、そんな取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） この取り組みによりまして、実際にいい報告もなされているようでございました。例えば平均歩数が約2倍にアップしたとか、意識して歩くようになったとか、食事にも気をつけるようになったとか、そのような効果も出ているようでしたので、また、さまざまな自治体も取り組んでおりましたので、ぜひ町としても検討していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、1番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時02分 休 憩

---

午後0時58分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、9番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔9番 高久時男君 登壇〕

○9番（高久時男君） 9番、高久時男でございます。同じような質問が2人続けてありますので、なるべくかぶらないように質問させていただきます。

では、通告順に読み上げてまいります。

一つ、まちづくり住民参加の仕組みづくりを。

暮らしやすいまちづくりは、行政だけでつくれるものではありません。高齢化が進む中、町民の多様なニーズに応えるためにも、町民協働の仕組みづくりが重要であると考えます。そこで伺います。

1、利府町の公共交通に町民の力を借りてはどうか。

2、NPO法人設立・運営に町の支援はあるのか。

3、町民協働の専門部署を設置する考えはないか。

大きな2番です。町営墓地、今後の計画はあるのか。

昨年10月に「町営たてやま霊園」が完成し、計画基数500区画が全て供与されました。不足分110区画の増設をしますが、まだまだ潜在需要があります。そこで伺います。

1、今後の増設の考えはあるのか。

2、需要把握のため、仮予約などを行うべきではないか。

3、用地の確保を急ぐべきではないか。

大きな3番です。北朝鮮のミサイル発射対応についてです。

北朝鮮のミサイル発射が続いております。緊迫する東アジア情勢の中で何が起こるかわかりません。北朝鮮が暴発し、ミサイルが利府町に着弾することも考えられます。そこで伺います。

1、町の対応として、できることは何か。

2、避難訓練をしている自治体もあります。町の考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、まちづくりに住民参加の仕組みづくりを、2、町営墓地、今後の計画はあるか、3、北朝鮮のミサイル対応について、いずれも町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 9番 高久時男議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のまちづくりへの住民参加の仕組みづくりについてでございますが、（1）の公共交通に町民の力を借りることについてであります。御承知のとおり全国的に地域の過疎化、あるいは高齢化の進展、民間バスの利用者減少に伴います運行路線の廃止などを背景に、移動困難者、交通弱者問題の解決策の一つとしてデマンド交通を導入している、あるいは検討している自治体がふえております。

このデマンド交通の実施主体に関しましては、御承知のとおり平成27年4月の道路運送法等の改正におきまして、自家用有償旅客運送における公共交通空白地有償運送に限り、従来の実施主体に加えて町内会などの営利を目的としない権利能力なき団体が認められたものでございます。町民の皆様のお力をお借りすることも可能になったものであります。

しかし、このデマンド交通を導入することで全ての交通問題が解決されるわけではなくて、人口規模や既存の交通インフラ、地域構造などの関係において、移動手段として定着せず失敗している地域があることも事実であります。

このようなことから、本町のように鉄道駅を有して、路線バスや町民バスのほか、タクシー事業者も存在するという比較的交通インフラが整備されている地域構造において、現時点での導入は非常に難しいものと捉えておりますが、今後さらに公共交通の果たす役割が重要なものとなってきておりますので、町民の皆様の利便性の向上と公共交通ネットワークの維持の一つとして、引き続き検討していきたいと考えております。

（2）のNPO法人の設立・運営支援についてであります。先ほど鈴木晴子議員の一般質問でも御答弁申し上げましたが、県が設置しているみやぎNPOプラザの協力を得ながら、法人設立や運営に関する講座、各種助成金等について情報発信や相談支援に努めております。さらに、企業創業やNPO、町民活動などに関する相談の場として設置いたしました「利府町まち・ひと・しごと創造ステーション t s u m i k i」におきましても、活動支援に努めていくことといたしております。

また、本年度は地方創生推進交付金を活用して、宮城大学との連携のもとにまちづくりの担い手となる新たな地域リーダーの掘り起こし、あるいは団体の育成を行うまちづくり大学を開校することといたしておりますので、このまちづくり大学を初め、協働のまちづくりに向けた各種取り組みを推進していく中で、気運の高まりを見きわめながらNPO法人の設立や運営に必要なさらなる支援策などについても検討していきたいと考えております。

（3）の町民協働の専門部署を設置する考えについてであります。平成27年4月の行政組織の大幅な見直しにおきまして、総合計画に基づく協働のまちづくりを強力に推進するべく、政策課地域共働班を設置いたしまして、現在もさまざまな事業を展開しているところでございますので、現時点では新たな専門部署の設置は考えておりません。

次に、2点目の町営墓地の今後の計画についてであります。 （1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げたいと思います。

初めに、今回の増設は、現在敷地内の仮設の駐車場として利用している場所に区画墓地を増設するものでございます。その実施設計をした結果、大小合わせて185区画を整備することができますので、前回と前々回の公募で墓地を使用できなかった方々が92名いらっしゃいますが、今回質問のありましたこの185区画から、まず92区画を優先順位を上げまして、残りの93プラス第1回、第2回公募で不要になった方が7区画ありますので、合わせてちょうど100区画用意できます。そういった意味で、今回御質問ありました潜在的な需要にも対応できるものと考えております。

なお、今後の増設につきましては、今回の募集の推移を見きわめながら検討してまいりたい

と考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 北朝鮮。

○町長（鈴木勝雄君） 大変失礼しました。

第3点目の北朝鮮のミサイル対応についてであります。これは元自衛隊出身の議員方がたくさんいらっしゃいますが、専門家でございますが、一括してお答え申し上げたいと思います。

この北朝鮮がミサイルを発射して日本に影響を及ぼす恐れがあると国が判断した場合は、影響するであろう地域に対して同時瞬時警報システム「J-アラート」によって防災行政無線から特別なサイレン音とともにメッセージが流されるほか、携帯電話には緊急速報が配信されます。前にもお答え申し上げましたが、実は一連の北朝鮮のミサイル発射関連の中で、一時政府からJ-アラートが作動する旨の事前通達がありました。つまり、ミサイルの行く先、あるいは男鹿半島、さらに超えて日本海、さらに太平洋側に来るといった喫緊のときにはJ-アラートを鳴らしますよと国から通告がありまして、本当に一時緊張しました。そういった意味で、我々の安全を脅かしている、本当に全然話も聞いてもらえない、これは国の判断であります。非常に住民の生命、財産を我々といたしましても危惧しているところであります。

この緊急情報が伝達された場合は、落ちついて直ちに屋内、特に頑丈な建物内に避難するよう国では周知をしております。町では6月号の広報りふや町のホームページに掲載して、周知を図っているところであります。本町に着弾のあった場合については、国や県からの情報を努めるとともに、国からの避難措置等の指示に基づき、消防や警察等の関係機関と連絡して、住民の皆様の避難誘導を行うとしております。ただ、現実的には先般の北朝鮮のミサイルが、誤差が7メートルとかなり正確に、誘導弾と申すのかよくわかりませんが、それを撃ち込まれたらどうやって瞬時のうちに守るか、北朝鮮に何とか自制していただくほかないのであります。これこそ国において国政レベルでこの北朝鮮の行動を自制するように国に頑張ってもらいたいと思っております。

また、避難訓練につきましては、6月18日に実施する「6.12総合防災訓練」の中で、訓練参加者の方々に対して防災行政無線からサイレンが流れた場合にとるべき行動について説明等を行うことにしております。なお、実際に防災行政無線を起動して行う訓練については、近隣自治体や通行する車両への周知の必要性が高いことから、県下一斉の訓練実施について宮城県に要望しているところであります。

これが北朝鮮ミサイルに対する町の現状の対応でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○9番（高久時男君） ありがとうございます。町長、お疲れですね。何か、ちょっと早目に進めたいと思います。

この住民の力を公共交通にという趣旨で今回質問させていただくんですが、これは以前、平成27年9月の議会でも同じような内容の質問をさせていただいております。というのは、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、まだ利府町は恵まれているんですね。鉄道網もあるし、本数は置いといて。それと民間のバスも路線バスとして運行しておりますし、町の経費で町民バスも運行しております。

ただ、じゃあこれでそこに住んでいる住民が満足をしているのかというと、必ずしもアンケート調査等をとってみると、やはりこの公共交通の問題が一番関心があるというか、不満があるみたいなものが返ってまいります。利府町単体で見ても、やっぱり東部と西部ではまた環境が違うと思っているんです。特に東部地区ですが、現在ミヤコーが1路線走っておりますが、これも存続の話が出てきているということもありますし、これがなくなったときの町の対応ということを考えていったときに、乗車数はそんなに現状でもないので、そういった、過疎といったら失礼だな、やっぱり余り需要がない、けれどもある程度そこに住んでおられる方がいて、その公共交通というものに対しての利便性を求めているというものがあります。ですから、そこを何とか町の経費を抑えて運行していくために、住民の力を借りていけるような仕組みづくりができればいいんじゃないかなと思っておりました。

平成27年9月にそういった質問関係をしているんですが、平成27年4月に公共交通空白地有償運送事業というものが始まったということなんですが、その後当局のほうでこの件について何か調査進行しているものはございますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

確かに平成27年9月の議会で高久議員からそういった御質問がありました。進行しているのかというところでございますが、今年度、利府町の地域交通網計画を策定することを委託することにしております。その中で町全体の公共交通のあり方につきまして、検討して策定してまいりたいということを思っておりますので、計画につきましてはこれからというところでございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ぜひ、これから策定ということなので、やはり今話したように利府の中でも交通空白地帯に準ずるような地域があるわけです。路線バスが走っていても路線バスに行くまで停留所までもう1キロあるとかといったところもありますし、そういったところはぜひドア・ツー・ドア的なもの、しかも経費をかけないで進めていけるような案をぜひ取り込んでもらいたいなと思っております。

大きな2番に移ります。

先ほど鈴木晴子議員からもありましたが、何ていうんですか、まちづくりについて、これからやはり地域住民の力を有効活用していくのが一番いいんじゃないかと思うんですが、今までそういう議論というのはさまざまありました。あったけれどもなかなか先に進んでいないんですね。今回、まちづくり大学とかというものをつくって行って、その中で進めていくというお話がありましたが、もういいかげん具体策に進んでいいところじゃないかなと思います。

今考えているまちづくり大学で、宮城大学の協力を得てということなんですが、どういった構想を持っているか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

まちづくり大学でございますが3年間の計画というところで考えておまして、まず今年度につきましては、これからのまちづくりに対しますアンケート、あるいは受講生の募集等を行っていきまして、その後受講生が決まりましたら後半にまちづくり大学、町の課題等につきまして協議していただきたいと思っております。その上で、来年度、再来年度とそろえた形の課題が自分たちでテーマを決めていただきまして、課題につきまして協議しまして、実践していただければというところを考えております。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 一応期間としては3年ということですが。この町民協働とかっていう協働のまちづくり、名称はいろいろあるんですが、私も5年ぐらい前にやっぱり同じような質問をしております。もうある程度議論とか研修とかといった段階はもう過ぎて、具体的に何をするのかというところの段階に来ているんじゃないかと思います。いろいろ研究、研修も必要であることは認めますが、もう本当に具体的な募集とか、一体何をどういう形でやってもらうのかとか、それに対する、先ほどもありましたけれども何か事故ったときの補償関係はどうなのかというものも含めて仕組みづくりをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 議員おっしゃるような仕組みづくりなり、住民の方々の情勢何かも、まずはこのまちづくり大学を開校いたしまして、住民が町の課題をどう捉えているのか、どういう形で解決策を考えていくのか、今議員が申しました例えばボランティアした場合のそういった補償とかをどうしていくのかというお話も出てくるのかなと思いますので、その大学の中で解決策が見つければなと考えております。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ぜひとも、この問題は恐らく実際に動ける人ということを見ると、65歳以上ぐらいの人かなと。前だと前期高齢者ですか、今は准高齢者といわれているような方が恐らく活動のメインになるんじゃないかなと思います。これはこういった年代の人たちにこういったまちづくりに参加してもらおうという中で、やっぱりこの人たちが社会性を帯びて、生きがいを持って暮らしていただけるということもありますので、ある意味一つの高齢者対策みたいな部分もあります。閉じこもらないでやっぱり社会活動してもらおうということも含んでおりますので、ぜひとも前に進めていただきたいと思いますので、ぜひとも前に進めていただきたいと思います。

この専門部署の設置についてという質問内容になってはいますが、現在地域協働班というものがあることは十分承知しております。専門部署という形にはしておりますが、その中で今言ったような具体的な行動を起こすような専門部署、班ではなくてもいいです。例えば地域協働班にそういったものを取り込んでいくような考えはないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 高久議員の再質問にお答えします。

実行を図れるような部署、担当ということでございますが、なかなか協働と一言で言っても、今議員からもありましたように福祉的な見守りであったりボランティアであったり、もう既に実施しているものもあります。また、生涯学習という広い範囲でもそういった協働にもかかわる部分もあります。そういったところで実際のアクションというところではございますが、地域協働班のほうを中心になってその辺の各課の連携を図りながらそういった誘導をしていくというところで、アクションについてもその辺を牽引していくというか、そういった部署に位置づけているというところではございますので、今の組織の中でそういった実行に移せる業務範囲にはなっているのかなと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） こういった事業は、やっぱり誰かが音頭を取らなくてはいけないと思う

んです。それは、例えば住民の皆さんがそれぞれ団体をつくって立ち上げていくのも一つの方法だというのはわかりますが、なかなかそれでは前に進んでいかないのかなど。やはりある程度行政のほうでこういったものの仕組みをつくって、しっかりとそれに対して募集なり、あとはそれに対する補助なりをしていくのが一番いいのかなと思います。そのほうが行政経費も非常に低く抑えられて、住民もまちづくりに参加できるという生きがいも出てくるのではないかと思いますので、この辺は真摯に取り組んでいただいて、いつまでも研究、研修だけで終わらないように、いつかは絶対年度を決めてそこからスタートするんだという形で、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

では、大きな2番に移ります。

先ほど町長の答弁で、今度假設の駐車場というか、最初110区画と聞いていたんですが、あれは一応仮の話で、実際は今の話だと185区画つくれるということなのでまあまあふえたなと思っておりますが、これも5年ぐらい前に私最初に500区画という計画が出たときに質問しているんですが、全然足りないという話をしております。そのときやはり当局としては、例えば七ヶ浜町の事例とかといったものを出して、やっぱりつくっても売れなかったら困ると。それは当然ですね。そういったものがあつたので、500区画でスタートという経緯だと思います。

ただ、利府町はどうしたって人口がふえた理由というのは大型団地の開発で移り住んできた人がほとんどだと。現状3万6,000人のうち、もともとの住民の方1万人ぐらいを引いても2万6,000人ぐらいは新しい住民で構成されていると。ここ30年ぐらいに住んだ人ですね。そういう状況なので、当然墓とかってないんです。ですからこの辺も含めて、まだまだこの計画はここで終わらないで、状況を見ながら増設をしていかなければいけないかと思っております。

今回の募集の推移を見きわめて検討していくと、非常に簡潔な答弁なんですが、今回の募集185区画プラス10区画ぐらいなんでしょうけれども、この程度の募集で全体の需要を把握はできないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 高久議員の再質問にお答えします。

全体のお話なんですが、先ほど町長が申しましたように、今回、前回の墓地を使用できなかった方92名、そのほかに100区画を御用意できましたので、100区画の募集の状況を見て再度検討していきたいと思っております。その中には一次募集、二次募集を踏まえて今回の募集である程度落ちついているのかなという見解もございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 俗にいう「終活」とかという言葉もありますが、やっぱり人間ってその場になってみないとなかなか動かないというのが現実だと思います。私も実際墓はないですし、じゃあ今ここで墓を買おうかなという気分にもまだならないというのがあります。ですから、潜在需要は結構、私ぐらいの年代から65歳以下ぐらいの人ってまだそこまでせっぱ詰まっていない状況にいると思うんです。その人たちもいずれは絶対必要になってくるはずですよ。ですから、その潜在需要を把握するという意味で、この2番にありますけれども、仮予約的な、要するに需要の把握ですね。どのぐらいの需要が潜在的に存在しているのか、この辺を把握するためにこういったことをしたらどうかという提案なんです、その辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

再度の御質問で、潜在需要はどのぐらいあるのか、書面でというか、募集したらいいのかと、予約という形なんです、もう一つ情報を提供しますと、11月以降経過しまして毎週のように電話が来てございます。氏名等は記述していないんですが、約50ぐらいと捉えてございます。そういう意味からしても、今回100の区画を募集さしあげますので、先ほど言った50の中には前回墓地を使用できなかった方々も含まれての話ですので、今回の募集によってある程度欲しい方の対応というのはできるのかなと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） それなりにその都度、都度でそういった電話がかかってくると思うんですが、あくまでも私がいっているのは全体的な潜在需要ということの把握です。ですからその辺をするために、何も今ここで発注しろとかどうのこうのじゃないんですが、需要の把握というのは非常に重要だと思うんです。例えば仮予約ではなくても、今墓をお持ちですか、お持ちじゃないですかぐらいのアンケートがあつて、それで把握するというのも一つの手だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

時期が来ればそういったものも考えられるかもしれませんが、今回、昨年ですか、昨年におたつてたてやま霊園を、前回の計画で作成した500区画及び今回また仮駐車場を使いまして区画をふやしましたが、議員御指摘のような潜在的な欲しいという方という需要というのは、今回の募集を踏まえて、時期が来たら二次の計画といいますか、そういったものを検討する時期

が来るんだろうと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ぜひその時期がいずれは来ると思いますので、そのときは真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それで、せっかく今たてやま霊園をあそこにつくったわけですよね。その交通というんですか、車の問題もあって道路も拡張しております。せっかくあそこにつくって、これからまた例えば需要が見込めるといふか、あれなんです、それでまた違う場所につくるようなことになったら、せっかくつくった道路がちょっともったいないなと思いますので、3番目に出している用地の確保についてということなんです、まだ今こっち側というんですか、道路側、入り口側がまだあいていると思います。そういったところがまた増設というときにはそこを使ったほうが絶対いいなと思うんですが、なかなかその土地を、じゃあ今から買って置いておくというのも会計上どうかとは思いますが、ただ確保を何らかの形でする方法とかってないですかね。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほどの繰り返しの答弁になるんですが、今回の募集でどのぐらいの応募が来るかということを見定めて、先ほど答弁したとおり計画の時期が来るかもしれません。すぐにもいっぱいになるかもしれません。そういった機運であったり状況を確認しながら、ましてや特別会計で運営しているものですから、用地を買うにしてもその原資がなくてははいけませんので、そういった時期を見定めて、そういった新たな土地とかというのはまだ先ということで考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。ちょっと心配していたものですから。そういったものも含めて、せっかく例えば増設するようなことになるのであれば、隣接地が一番ベターじゃないかなということで質問させていただきました。

では、大きな3番にまいります。こんな質問をしたら何かオオカミ少年といわれそうな、じじいですか、そんな感じで捉えてはいるんですが、今町長の答弁にもありましたが、なかなかちょっと迷惑な状況になっております。とりあえずこの北朝鮮のミサイルの問題について、町当局としては現状どういう認識でいるのか、ちょっと確認させてください。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

この件につきましては、2年、3年前ですか、平成24年からいろんな北朝鮮の沖縄に向けての発射であったり、ずっと平成26年度、平成27年度と、ことし2月以降数回にわたってということで、町のほうにも国から先ほどのお昼休みにもメールが届いて、いろんな情報というのが届いてございます。世の中の情報ですね。北朝鮮でこういった文面を発しているという情報が届いている中で、国にあつては国民保護ポータルサイトということで、情報は少ないですが、万が一飛んできた場合についてはJアラートを鳴らして放送して、住民の安全を図るということで、私どももその情報を最大限活用しまして町民の方へ情報を伝えるよう努力していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。

一地方自治体でこういった問題に対応するのはなかなか難しいとは思いますが、今回の件に関しては、マスコミもほとんど毎日取り上げていますが、しっかりとした脅威というものが今存在しているんじゃないかなと思います。脅威というのは、軍事的に言えば相手方にその能力とあとは意思があるかどうかということで判定されるんですが、もう能力はあるわけですよ。今現在アメリカ合衆国に届くか届かないかというミサイルを開発しているんですが、そっぴっかりがスポットライトを浴びていますけれども、もう日本にはどうの昔に届くミサイルが何百基もあるわけです。最近ですが「日本を焦土にしてやる」というような放送も北朝鮮でやっているということですから、意思も能力も既にあるということです。ですから、やれることは少ないんですが、一自治体として、これに対してもしミサイルが飛んできたとき、着弾したとき、はっきり言って避難、逃げることしかできないと思うんです。ただし、その着弾のときですね。というか先ほどからJアラート、Jアラートと言っていますけれども、北朝鮮から日本にミサイルを撃って着弾までの時間は約7分だそうです。7分でなおかつJアラートはその4分後に発せられるということですから、Jアラートが鳴ってから着弾まで3分しかありません。もうインスタントラーメンにお湯を入れても食べられない状況です。ですから、そんな状況の中でやれることを今からしっかり我々で共有しながら対応しなければいけないんだと思うんです。利府町自体がそもそも目標になるかといったら、目標にはならないと思います。ただ、先ほど町長が言ったプラス・マイナス7メートルというのは、これは向こうのあくまでもプロパガンダなので、私はそれほど精度があるとは思っていません。恐らく日本に向けて飛ばすミサイルはノドンだと思うんですが、射程約1,300キロメートル、ほとんど日本列

島が入ります。これは余り精度がよくないんですね。ですから、例えば仮に仙台市を狙ってきたミサイルがそれで利府町に着弾ということも考えられますので、その着弾したときの対応、先ほど今度の防災訓練でいろいろ話すということだったんですが、どんなことをとりあえず想定されていますか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

今週末、今週末というか日曜日に行われる防災訓練の中で町で考えていることは、今Jアラートが鳴るときに、まずサイレンが鳴ります。お聞きの方はもしかしてインターネットのほうで公表されていますので、先ほど申し上げた国民保護ポータルサイトの中及びスマホの中でもそういったサイレンというのはもう聞こえるようになっているんですが、そのサイレンと、それから避難してくださいというサイレン、サイレンというか放送のほうは3段階に分かれて着弾するパターンと通過するパターンということで、想定されたものが来ているわけなんです。が、その実際の言葉というのは、発射されたとき、造語のように機械上で作成して瞬時に鳴らすということなので、同じ言葉はできませんが、今町に備えてある機械の中の言葉を取り出しまして、それに近い言葉を皆さんの前で今回の防災訓練の中でサイレンとどういった音声が鳴るかということを紹介することを考えてございます。

それから、ポータルサイトには載っているんですが、そのときにどういった行動をとったらいいのかということの再度の勉強というか、学習というか、そういったことで再度認識してもらおう上でのことを考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 今のお話だと警報の種類判別の仕方ということと、あと実際に着弾したときの、ちょっと具体性に欠ける内容だったんですが、例えば恐らく北朝鮮が撃ってきた場合、通常弾頭なのか核弾頭なのか、もしくは生物化学兵器なのか、これは撃って着弾するまではちょっとわからないですね。ただ、その種類によって対応の仕方がいろいろ違うと思うんです。この間シリアが何か反政府軍にサリンを撃ち込んだというようなものがありました。あれはテレビ何かで見ていると、サリンという毒ガスに対しては、かかった人に対して水で放水しているんです。洗い流すということをやっていました。我々日本人はそういう知識が余りありませんし、あと例えば核弾頭だった場合はどういうふうにするんだということがあります。核弾頭というと、何て言うのかな、核弾頭の脅威というのは全部で4つありまして、まずは強力な爆風が起きます。その次に熱線ですね、高温の熱線が来ます。3つ目に放射線という形の

ものがあります。この3つまでは原爆ができた段階からわかっていたことなんですが、1970年ぐらいからアメリカ合衆国のアリゾナ州で核実験をやったらハワイ州が停電になったということで、電磁パルスというのも今加わって、核爆発についての影響というのは現在4つあるんです。この4つのうち、例えば爆風、熱線は、逃げるにしてもやっぱり一番いいのは地下なんです。正直言って利府に地下なんてないので、そうすると頑丈な構造物に逃げるということしかありません。もしくは、くぼ地に身を隠す。熱線と爆風を避けるという形しかないとは思いますが、そういったものも含めて、本当は今、日本も戦争が終わってから72年がたちまして、戦時は最終的には日本の主要都市は皆焼け野原という経験をしているんですが、ここにいるほとんどの皆さんはそういうのは経験ないわけで、そういった爆発に対しての防御の仕方、少なくとも自分で自分の身を守るためにどういった行動をとっていかというものもやはりある程度研究していただいて、それもある程度知識として皆さんに教えていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

弾道ミサイルの弾頭に何の兵器を添加してくるのかということだと思うんですが、大量破壊兵器ということで、先ほど議員おっしゃられているように核兵器、生物兵器、化学兵器というものが想定はされていますけれども、日進月歩、北朝鮮がどこまで今その兵器を開発されているのか、全然情報的にはわからないところでございます。その中で次の行動というものもなかなかわからない部分もあります。実際に発射されたときには、先ほど紹介すればよかったんですが、J-アラートで鳴ったときにはまず発射情報、それから直ちに避難してくださいという第2次の放送、それから落下情報であったり、その後どういったものの核兵器を積んであったのかとか、何もなかったのかとか、生物兵器なのだというような情報が出てくることとさせていただきます。それも情報が現地で確認次第ということなので、対応については私どもが考えてもさほどのことを考えられませんので、国からのそういったときの専門的な情報が出てくると思いますので、私どもでできることはその情報を速やかに町民の方へ伝えるということで、防災無線等を使いながら皆さんのほうに周知したいということをお勉強したいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） なかなか差し迫ったものではないという認識が結構多いとは思いますが、でもこれは全然可能性はゼロじゃないわけです。北朝鮮の指導者が結局お兄さんも殺す、おじさんも殺すという独裁国家です。指導者の判断一つで何をするかわからないというのが一

番の脅威なんです。ですからとにかく、なかなかこの平和な日本において差し迫った概念はないとは思いますが、とりあえず可能性はゼロじゃないということと、あと今これほどやっぱりマスコミを騒がせているという内容のものであるわけです。ですから、あくまでも我々地方自治体としてやれることは非常に限られてはいますが、その中でやれること、あとは避難、こういったときにはこういうことをしてくださいみたいなことは、ある程度皆さんに周知していく必要があるのではないかと思います。

そんな感じで、とんでもないような質問と捉えている方もいらっしゃると思いますが、もし何かあったら困るので、とりあえず今回このような質問をさせていただきました。今度の避難訓練、防災訓練ですね、何も自然災害だけで終わるとは限らないので、その辺も含めてあらゆる取り組みが、あくまでもできる範囲で取り組んでいただければと思います。

これで質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、9番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時といたします。

午後1時45分 休 憩

---

午後1時59分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、6番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔6番 木村範雄君 登壇〕

○6番（木村範雄君） 6番、日本共産党、木村範雄です。それでは、一般質問通告に基づき一般質問を行います。

通告書では、1、町は町民の経済的負担をふやさせるな、2、子供の不幸な自殺を防ぐために、の2点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目は、町は町民の経済的負担をふやさせるなであります。

正規職員の労働者数は減少傾向であり、非正規労働者数は増加傾向を続けています。そのような中で実質賃金は減少傾向であり、生活実態は苦しさを増している人が多くなっています。そのような中、利府町は町民の生活を守るための防波堤にならなければなりません。しかし、国や県が事業を再検討しようとするときに、執行者側の利点、経済的負担減少を優先するばかりに、生活者である町民の負担が大きくなることがあります。そのときに町長は町民の生活と

健康を守るために行動を起こさなければなりません。そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、広域水道、工業用水道及び流域下水道の官民連携運営、PFIの検討が進められています。このまま進められて、住民負担がふえることはないのでしょうか。

2、平成30年度から国民健康保険事業の都道府県単位化の準備が進められています。このまま進められて、国民健康保険加入者の費用負担が増大することはないのでしょうか。

2点目は、子供の不幸な自殺を防ぐために、であります。

4月26日午前、仙台市の男子生徒が学校を飛び出し、自宅近くのマンションから飛び降り、亡くなりました。不幸にも中学生の自殺が続いています。原因としては、子供同士のからかいやいじめがあり、先生の体罰が放置されるなど、教育の場での対応が求められています。特に問題だと考えているのは、家庭でも学校でもこの子供の予兆をつかむことができていないということであります。そこで、次の点について教育長の考えを問います。

1、学校はいじめの予兆の発見としてどのようなことを実施し、また指導が必要な子供へはどのように対応しているのでしょうか。

2、いじめや子供の特性により、一人一人の子供とのかかわりを深めることが今求められています。学校はどのように対応しているのでしょうか。

3、子供たちとのかかわりを深めるほどに教員の時間外労働はふえていきます。時間外労働の実態はどうなっているのでしょうか。

以上、大きく2点について質問します。町長、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、町は町民の経済的負担をふやさせるな、は町長、2、子供の不幸な自殺を防ぐために、は教育長。初めに、町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 6番 木村範雄議員の御質問にお答えします。

第1点目の町民の経済的負担についてでございますが、（1）の宮城県の広域水道、工業用水道及び流域下水道の一体化による住民負担についてでございますが、これからの水道事業は人口減少社会の進行、あるいは産業構造の変化などによる収益の減少及び施設の老朽化による更新費用の増大などが全国的な課題とされているところであります。このような中、宮城県では経営の安定化を図るため、広域水道、工業用水道、流域下水道の3事業を一元化して管理運営することで、維持管理費の削減などの効果を見込んでいるところであります。平成32年度からの実施を目標にして、現在官民連携による運営方式の検討を進めているものでございます。

しかしながら、この新しい官民連携の取り組みは検討を始めて間もないために、広域水道受水料金への影響、あるいは本事業への市町村のかかわり方など、現時点ではまだ多くのことを示されておらず、今年度実施を予定されております運営検討会の中で具体的な内容について示されていく見通しとなっております。そのため、町といたしましては、町民の皆様へ安全・安心な水道水を確実に継続的に供給する責務を要することを踏まえ、町への影響をしっかりと見きわめていきたいと考えております。

（２）の国民健康保険の都道府県単位化による費用負担の影響についてでございますが、国民健康保険制度の県単位化につきましては、平成27年5月に持続的な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が改正されまして、平成30年4月1日から施行されるものでございます。この法律の改正によって、県は国民健康保険事業の運営を担うことになりまして、県の新たな役割として、財政運営の責任主体となり国民健康保険事業運営の中心的な役割を担いまして、制度の安定化を図る中で統一的な運営方針を示し、市町村事務の効率化、標準化、広域化を推進することになります。

今回の制度改正によって、県から市町村に対して必要な保険給付費等の費用が全額交付され、制度の安定化を図ることとしておりますが、市町村が県に対して納付する納付金の額や県の運営方針で示される標準的な保険税の算定方式は、いまだに示されておられません。このことからただいま木村議員御指摘の国民健康保険加入者の費用負担につきましては、さまざまな要素を加味しなければなりません。現段階でお答えすることは難しい状況でありますので、御理解を願いたいと思います。

今後、国、県からの情報収集に努め、国保加入者の方々の適正な費用負担となるように検討していきたいと考えておりますから、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 6番 木村範雄議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の子供の不幸な自殺を防ぐためにについてお答え申し上げます。

子供の自殺の報道が各地でなされており、子供たちへの影響の大きさを危惧しております。子供の自殺は、あえて言うまでもなく絶対にあってはならないことでもあります。また、子供の自殺については、子供を守るべき大人たちが全力で子供を守り、防いでいかなければならないことであると強く認識しております。

まず（１）のいじめの予兆の発見及び指導についてでございますが、各学校においては担任

教諭が、家庭においては保護者が日ごろから児童生徒の様子を注意深く見守るとともに、日常のささいな変化を敏感に察知することがいじめの予兆の発見につながるものと考えております。また、学校では定期的に児童生徒全員にいじめに関するアンケート調査を実施し、情報を把握するとともに、いじめ問題対策委員会を各学校に設置し、定期的に事案のある場合は臨時会として速やかに協議、対策が行われております。いじめの予兆があった場合の指導につきましては、被害者、加害者それぞれに話を聞いた上で、本人がいじめとは認識していないささいなことであったとしても、被害に遭った児童生徒が嫌がることはいじめであることを指導するとともに、保護者とも連携を図り、いじめの早期発見、早期解決に努めております。

次に（２）の学校においての子供とのかかわりについてでございますが、小学校においては担任教諭を中心に、中学校では教科指導教諭、部活動顧問も含め、また養護教諭においても子供たち一人一人の特性を把握し、指導しております。日常生活において子供たちのささいな変化にも気づくように努めるとともに、何かあればすぐに相談を行えるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を含めた体制づくりを行ってきております。

さらには必要な支援を速やかに実施できるよう、学校全体で情報の共有を行い、共通理解を図りながら子供たちの教育に取り組んできております。

最後に（３）の教職員の時間外労働の実態についてでございますが、ことし4月の状況は小学校で2名、中学校で6名の教職員が80時間を超える勤務時間外の勤務を行ってまいりました。新学期や中体連等、時節的に過重な労働時間になりやすい時期もございますが、校長会、教頭会においても今後さらに十分な指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、町は町民の経済的負担をふやさせるなについてです。

初めに、広域水道、工業用水道、流域下水道の官民連携運営についてです。

これまでの公共施設の建設、維持管理、運営等は、基本的には公共事業として直営で行ってまいりました。しかし、民間活力の活用として、一部外注や民営化等を推進してまいりました。民営化については、国鉄からJRになったことでもわかるとおりです。ここ宮城県ではそれなりの体系を維持しておりますが、利府線への増便は課題が山積しております。5月に共産党議員団は北海道上ノ国町、七飯町に視察に行ってきましたが、上ノ国町では国鉄が地域住民の足として活動してまいりましたが、利用者の減少により現在は廃線となってしまいました。

水道水は命の水であります。水の安全性、単価を含めて現状よりも改悪されることを認めることはできません。県は広域水道、流域下水道、工業用水道の一体化とPFIによる運営を検討しています。事業運営と施設整備を民間が行うことにより、水道・下水道料金の値上げにはつながらないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

今回の官民連携運営の取り組みによりまして、広域水道料金及び流域下水道の維持管理負担金にどう影響するかはまだ示されておられません。宮城県では3つの事業を一本化して管理運営委託することによるスケールメリットを見込んだ上での取り組みということでございますので、今回の官民連携運営が料金の値上げに直結することはないものと捉えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 先ほどの町長の答弁でも3つの事業を一体化するんだよということで効率性を図るんだということで、効率性を図るということは、費用がそれだけかからなくなるんだということが基本的原点になってくるんだと思います。費用がかからなくなれば、当然料金は安くなるというのが一般的な解釈だと思います。まだ県からまとまった回答は来ていないということです。そこは待ちますが、この今の3つの事業運営の問題点は、やはり人口減と節水式による給水実績が上水道では30%減、工業用水では60%減、流域下水道では40%減になっていることです。効率的な運営をしようとするれば実績に合わせた施設整備が必要になりますが、施設を縮小することも費用の増額につながります。また、今後現状規模のままで施設更新に入っていくことを考えると、この給水実績の減少分が過大な設備投資として重くのしかかってくるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

宮城県の検討資料によりますと、人口減少社会の進展により広域水道全体で給水収益が40年後で2割の減少、下水道事業も同様の減少、それから工業水道管は契約水量で1994年のピーク時から現在で5割の減となっております。宮城県では、現状と課題をもとに工業用水道の管路延長と口径の縮小など、運営検討会で検討されることになっておりますので、今後の推移に注目していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 先ほども言いましたが、国鉄からJRに民営化された北海道では、廃線されている地区がありました。要はその分の費用がなければやめるしかないというのが基本的な考え方だと思います。今の答弁でもあったように、使用水量が減ったことによって今の規模の施設でやっぱりやっていけないとなれば、その分を当然改修なり、改築なりをしていかないとだめなんだというのが基本的な考え方になってくると思います。その部分を含めて、この官民連携で3つと一緒にやってPFIでやっていくことによって、新たな企業利益や過大な設備投資分やその民間の法人税分などがコストの増になっていきます。これらの増額分を水道料金の引き上げで対応してはだめだと、その分はきちんと県なりが負担をしていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

宮城県で考えている官民連携におきましては、県の役割として受水市町村との事業調整や料金の設定、耐用年数が長期となる管路の更新を担い、民間事業者の役割としましては、維持管理業務と耐用年数が比較的短い施設の機械・電気設備等の更新を担い、官民が適切な役割を担うことを基本的な考えとしております。先ほどもお答えしましたが、3事業の包括化によるスケールメリットの発現効果と民間事業者の創意工夫や経営ノウハウの発揮などの効果を考えた取り組みでございますので、料金が引き上げられることはないと理解しておりますが、今後の推移を注視していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、料金が引き上げられることはないという答弁をいただきましたので、それを信じて動いていきたいと思っております。

PFIの手法ですね。やはりPFIというのは運営が民間、施設整備も民間、ただしサービス水準であったり決定だったり管理者は公共、要は宮城県がやるんだよということですので、その分で民間でやった分の費用が多くなったときには、やっぱりきちんと宮城県が対応していかなければならないというのが基本的な考え方で、今の答弁もそこと合っていると私は思いますので、その立場で進めていただきたいと思います。

町長に聞きます。安全でおいしい水を料金を値上げしないで継続させることを町長から宮城県に発信するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の再質問にお答えを申し上げます。

皆さん御承知のとおり、利府町の上水道につきましては、団地造成が始まったころ県内でもワースト1になったことがあります。今御承知のとおり、利府町の水道は県内で下から12番目に安い。35市町村ですから12番というと安いほうの部類に入りますが、ちなみに具体的に申し上げますと、20トン水量を使った場合、利府町は3,996円、月ですが、県平均が4,218円。月20トン使って222円平均より安い水道料金の設定になっております。これは皆さん方が、町が発展して水量の需要があって発展したおかげだと思っております。あわせて、下水道については宮城県内で一番安いのが利府町でございます。ちなみに今皆さん御承知、釈迦に説法がありますが、利府町の下水道は20トン使った場合、月1,566円。県平均が3,031円。つまり、県平均の半分が利府町でございます。そういった意味で、こういった生活関連の水道、下水道が安いために、それを魅力として利府町に転居される方が大分多いと聞いております。

そういった意味で、この生活しやすいまちづくりをキャッチフレーズにするには、どうしてもこの水道、下水料金を他の市町村より安い、低廉な上水道、下水道の売りをして、もっともっとタウンセールスに役立てたいと思っておりますので、今言ったように、課長のほうからの答弁では値上げに直接影響はないという説明はありましたので、引き続きこのまま利府町の安い上下水道を維持できるように町長として努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 町長の県に発信する言葉を聞きたかったんですね。間違いなく利府町の水道が、この前広域水道の値下げがあったときにはすぐに料金を下げたし、10トンまでの基本料金制をやめて1トンからということにして、要は節水した方にはそれなりの料金の値下げに対応していますよということで、その頑張っているところは認めているつもりです。

ただ、やっぱりその状態だけではなくて、今後、今度PFIになっていくときの対応をどうしていくんだという部分を今町長の答弁を聞きたかったんですが、今の利府町の現状は多分ここにいる皆さんは勉強していますから皆わかっていると思うんで、それを今後も継続していくんだということを求めていきたいと思えます。

それでは、2点目の国民健康保険事業の都道府県単位化についてであります。

国民健康保険に加入している人は、年金生活者等の無職の方が45.8%、非正規雇用労働者や厚生年金加入要件を満たさない扶養者が23.3%となっています。一方、自営業が12.4%、農林水産業が4%と、被保険者に占める割合は小さく、国、県、町からの支援が必要な事業であります。国民健康保険事業が都道府県単位化になることにより、県が市町村等の納付金を決定し、

納付金算定に必要な標準保険料率を示すことになっています。

現在利府町は、県内でも保険料の低いほうに位置していますが、この位置を継続できるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 木村議員の質問にお答えいたします。

県単位化によって保険税がどうなるのかという御質問ですが、本町の保険税につきましては国保加入者の協力もありまして、保険税算定基礎については低い算定基礎になっております。今後の保険税につきましては、現在宮城県で検討しております納付金の額、あと標準保険料率、それらの内容によって変化していきます。本町の保険税も見直しが必要となってきますが、現段階では宮城県のほうから具体的な内容が示されていないのが現状であります。現在の状況を維持できるかについては、現段階ではお答えすることはなかなか難しい状況でありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 私は以前の一般質問でも所得を生まない資産、要は住居や住居に伴う敷地などの資産割を廃止する考えはないかとただしていましたが、今回の県の資料を見ると、保険税の算定方式は所得割、均等割、平等割の3方式になると書いてありますけれども、それによろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） 保険税の算定方式の変更についてですが、現在県のほうでパブリックコメントを行っております宮城県国民健康保険運営方針案において、標準的な保険税算定方式というものを定めております。その中で算定方式を3方式にしたいと定めてきております。今後、この方針案が確定後に全市町村にそれが示されるということになりますので、その後本町としてこの3方式を取り入れるかどうか、それを検討することになります。

また、この3方式については、宮城県内では平成30年度から可能な市町村がこれを取り入れることになり、平成32年度までには全市町村が3方式に統一するという目標で進んできております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今答弁があったようにこの県の資料には書いてあります。それで聞いているのは、もう来年、平成30年4月からもう実施するわけですから、今まだ6月、これからこの書いてある中でも3月議会にという話になっていますけれども、その3月議会に提案された

のでは全然論議もできないということで、やっぱり早目、早目に県の方針がどうなっているのか、その分確認をしていかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） スケジュールが詰まっているということもございます。それで、町のほうでは今事務段階で考えているということは、やはり将来的には、平成32年度までには3方式に全部がなるということですので、できることであれば3方式に早くしたいなという考えを持っておりますが、ただ、これは庁舎内の決議が必要であることですし、手続をとる段階もございますので、今後そこら辺について詰めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） まだ県の報告が正式に来ていないということもあって、答弁しづらいということは理解するんですが、やはり利府町として、ではどうしていくのという町の立場を持っていないとだめなのかなと。その3方式もそうですが、あともう一つは応益割と応能割の負担割合が52対48ということで、要はこの益を受けるほうが52%、応能割、能力、所得に応じた形の分が48ということで、子供が多いところ何かはやっぱりその分だけ負担が大きくなっていると。また、均等割と平等割の負担割合が70対30と提示されており、子育て世帯と低所得者への負担割合が大きくなっています。低所得者と子育て世帯支援の利府町を宣言するためにも、応能割の負担割の増と均等割の負担割の減少を行うべきだと私は思っております。その辺の検討も含めて今後やっていくのかどうかを確認したいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町民課長。

○町民課長（伊藤 智君） お答えいたします。

これまでもお話ししてきましたが、まだ県のほうから示されていませんということをもまず念頭に置いてお聞きいただきたいと思うんですが、議員御提案の応益割とか均等割の負担割を下げるというお話ですよね。バランスを、はい。

当然そうすると、応能割のほうの負担が高くなってしまうというバランスがちょっと崩れてしまうということも出てくると思います。ですので、それらについてやはりバランスのとれた適正な負担割合というものを考えていくべきだと思いますので、そこら辺をやっていくことで加入者の皆さんに理解してもらえるのかなということもありますので、今後そこら辺については負担割合とかそういう細かい話については県のほうとの調整もこれから出てきますので、そのところで調整しながら、皆さんに過大な負担のかからないような保険税の割合を考えていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 利府町の立場というか、立ち位置だと思うんです。

要は、低所得者と子育て世帯支援の利府町を宣言するためにということで、子育て世帯のための応援、また、低所得者のためにも低所得者から負担を多くして病院にかかれなくするのではなくて、健康で安全に住み続けられる利府町をつくるためにも、やはり所得に応じた負担というの、当然それもバランスだと思うんです。今やっている応益割と応能割の負担割合が、応能割よりも益を受けるほうが多いよということで52対48、本来はバランスという意味では50対50だっていいわけです。それで、均等割と平等割の話も、均等割は子供の数が多ければ多いほど、その分だけ費用が多くなってしまいます。でも、子育て世帯支援の利府町というのであれば、やはりその部分は若干の軽減をしていかなければならない。それはやっていると思うんです。やっているんだけど、やっぱり今でももう少し子育て世帯応援の分にしていかなければならない。確かに高齢者の応援もしなければならぬといつも町長に言われます。「木村議員、財源はどうするんだ」と言われますが、財源はやっぱり生み出すものだから、そのバランスがきちんとその中でやっていけるようにしないとイケない。さっきの資産割の廃止も同じだと思うんです。その分の額をどこで持っていくのというと、やっぱり所得割に持っていくしかないですよ。そうすると所得の方からは「何だ、俺のそこ高くして」と言われるかもしれないけど、それも含めてきちんとバランスよくやっていくために、私のバランスは、もう一回言います、子育て世帯支援の利府町と低所得者のための利府町を貫くという立場でのバランスをやっていかないとだめなんだろうなと思います。

高い国民健康保険税の原因は、1984年の国保税改正により国庫負担が削減され、国庫支出金の割合が50%から約25%に削減されたことによるものです。国に国庫負担金の増額を求める運動が必要です。知事会では、日本全国の知事会ですね、1兆円の増額を求めているとのことですが、やはり町長、町村長会としてもそのような要望をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員にお答え申し上げたいと思います。

今の知事会で国の負担の増額を要望したという話であります、御承知のとおり議長会もそうですが、全国町村会、11月に全国の町村長が全部集まってNHKホールで大会が開かれる。その一つの垂れ幕に国保税の支援、これは確実に垂れ幕として出てきます。そういったことから、我々町村長の、一つの町村ではなくて全国の町村会に出ている。恐らく議長会でも同じよ

うなことを訴えているということを御理解お願いします。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 全体ではなくて、やっぱり今度、町長は町長として宮城県にも訴えてほしいと思います。

それでは大きな2点目、子供の不幸な自殺を防ぐためにについてです。

鈴木忠美議員も一般質問されていまして、重複しないようにしていきたいと思います。

私の子供たちも学校でからかわれていたり、いじめにも該当するようなことがあったという話を、子供が大人になってから話を聞きました。子供が小学生のときは、学校内で子供たちのことだから売り言葉に買い言葉の話もあったと聞き、子供たちを注意したり、謝りに行ったこともありました。

学校としては、子供の異常を感じ子供の話を聞くことが必要になりますが、クラス担任の先生にとっては授業中はクラス全体を見ながらの対応となりますので、授業間の業間での対応となり、大変な作業になると思いますが、どうしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 6番 木村議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子供の話を聞いてあげることはとても大切なことです。聞いてあげるだけで子供は安心することもあります。

質問ではどのようにしているのかということですが、使う時間は業間の休み時間以外に昼休みとか放課後の時間を使うこととなります。必要であれば、家庭訪問等も行います。話を聞くのは担任はもちろんのことですが、同学年の教諭、養護教諭、生徒指導担当、スクールカウンセラー等が行うこともあります。とにかく担任一人では対応せずに、連絡・相談・報告を行いながらチームで対応しております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 先生や保護者に打ち明けてくれる生徒は親身に相談に乗ってあげられればいいと私も思います。しかし、うちにこもる子供たち、自分から心を打ち明けてくれない子供たち、ひとりぼっちになっている、クラスの集団の輪の中にはいるが相手にされていない、そのような子供を見かけたときに、担任の先生だけでは対応しきれないと思うのですが、どのように対応しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 質問にお答えします。

おっしゃるとおり、担任だけでは対応しきれないことはよくございますが、まずは気になった時点で可能な限り話しかけたり、相談に乗ってあげたりするようにしております。そして、先生は「あなたのことをとにかく気にかけていますよ」というサインを送ります。また、状況によってはその時点で席がえを行ったりグループがえを行ったりして、話し相手になってくれそうな子供と一緒にしてあげたりすることもいたします。

担任以外では、同学年の教員、管理職、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭等で今後の対応についての話し合いを行い、さらにそれぞれの立場で子供への働きかけも行います。基本的に先ほども申し上げましたとおり、何らかの問題が発生したときは一人で背負い込まずに、必ずチームで対応するようにしております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 学校での出来事を家に帰って話していれば、家族との共有につながっていくと思います。新聞報道を見れば、そこもされていないと思いました。学校での出来事を家に帰って話していない、学校の中でも友達や先生に話ができない、本当に内向きの子供たちというのはやっぱりいるんだと思います。ひとりぼっちの子供や学校でトラブルのあった子供の家庭に対しては、どのような情報伝達をしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えします。

気になる子供がおり、早急な対応が求められる場合は、電話連絡、家庭訪問をいたしております。また、問題が起きた場合はその事実だけを伝えるのではなく、今後学校としてどのように子供に指導し、接していくのか、保護者の方にどのようなことに注意していただきたいとかという対応策についても事前に提案できるようにしております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 本当にやっぱりその家庭との対話というか、家庭との情報の共有というものが今本当に必要になってくるのかなと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

子供たち同士の活動を多くすることにより児童の孤立化を防ぐということで、班活動などが行われていると思いますが、上下関係が生まれることにより新たな火種が生じるということもいわれております。適正な子供たちの共同行動を進めることにより、子供たちの学校生活を充足させることにつながるとは思います。そのためには学校はどのようなことをしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、子供同士のかかわりをふやすことは、よい人間関係づくりに役立ちます。教員長からの年度初めの校長等への指示の中にも、助け合う集団をつくるのが大切であるという話がありました。私のほうもそれを受けて、4月に行われた教頭と生徒指導担当者で構成している生徒指導対策委員会で、さまざまな活動において子供同士を意図的にかかわらせるようお願いいたしました。これによって、具体的には例えば算数や数学で問題の解き方について一緒に考えさせる、体育の時間でゲームの作戦を一緒に考えさせる、技術や図工の時間で製作途中の作品を互いに見て自分の感想を伝え合うといったものです。あとは、異学年の集団の縦割り活動で話し合いを行わせるといったことです。こうすることで、互いをよく知り、友達から学び、仲間意識が芽生え、最終的には一緒に何かをやり遂げられたという成就感も育めると捉えております。そして、これによって子供同士で助け合える、子供のセーフティーネットがさらに強くなると捉えております。大人のセーフティーネットも必要ですが、まず最初に助けてあげるのは友達ではないかと捉えております。

さらに、利府町では御存じのように5つのシップの中の「ブラザーシップ」、「スクールシップ」、「チャイルドシップ」で子供同士を意図的にかかわらせているので、これもどんどん活用しております。とにかく一緒に何かを行い、成功体験を数多く持たせることが、助ける集団づくりの一助になると捉えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 震災後、心のケア事業ということで、教員の増員等がありました。やはり、今の子供たちが今教育次長がいていたように、子供たちの中でグループをつくったことによって自分の思いをしゃべられるということができればいいんですが、本当にもう自分の心を打ち明けられないという子供たちも確かに中にはいるんだろうなと。それを何とかして確認するために担任の先生がいる、養護教諭の先生が、皆してそれを見ていくんだというのは正しいことなんだと思うんです。それがきちんとそこで、全ての子供たちをという怒られるかもしれませんが、やはりその部分を確認して行って、そこで対話をすることによって心の中を一つずつ出してもらえればその対応にはなるのかなと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

最後に、先生たちの労働時間にも触れておきたいと思います。

週40時間以内労働で、36協定では1週間に15時間、4週間で43時間を超える残業時間は認められていません。この時間外労働をしている間は、子供のいる先生たちは自分の子供と一緒に

に生活をしていないということを考えなければならないと思います。要は、学校で残業しているときに、自分の家の子供たちとちゃんと先生はつき合っていますかと。中には子供の大きくなった先生もいれば、今本当に子供のいる先生にとって、その部分はやっぱり考えていかなければならないというのがあるんだと思います。きょうの答弁書では、ことしの4月で月80時間を超える残業をしていた方は、小学校で2名、中学校で6名という回答がありました。36協定でいけば、月43時間以上はしてはいけないとなっているんですが、43時間以上だとどのぐらいいらっしゃるか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） 質問にお答えいたします。

まず、子供のいる教職員が超過勤務によって自分の子供と一緒にいる時間を犠牲にすることは、決して看過できることではないと認識しております。子供がいる、いないにかかわらず、教職員の時間外勤務は適正の範囲内で行わなければなりません。御質問の43時間以上の時間外労働をしている教職員の数ですが、本町では区切りを80時間と45時間で調査しておりますので、その時間でお答えいたします。

先ほど教育長の答弁、議員への答弁にもありましたが、4月に1カ月80時間を超過した教職員は8名で、45時間以上80時間未満は78名でした。ですから、合計86名いました。ちなみに昨年度は平均で80時間以上が月7名、45時間以上80時間未満が63名で、計70名が月平均となっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 昨年が平均63名で、4月ですから始まったばかりだということもあるだろうし、中総体もすぐ控えていることもあって、45時間以上が78名ということも単純に多い、少ないとってはいけないかもしれませんが、やはり子供が例えば小学生であったり中学生であったりの先生の部分は、何とかちょっと考えてもらわないといけないかなと思います。私もラグビーをやっていて高総体何かに行きますけれども、本当に先生もつきっきりなんですよ。その人たちが「子供をどうしているの」と聞くのもちょっと大変な状況で、でもやっぱり勝ってほしいということもあって、先生に応援はしているんですが、そこはやっぱりきちんとやっていかなければならないかなと思います。

最後に教育長に聞きます。この先生たちの長時間労働の原因は、部活を担当する先生たちについては土日のどちらか1日を休みにしたというのは以前に聞きました。しかし、今でも聞くのは、翌日の学習の下調べと提出物に取り組む時間が多すぎるというのを聞いたことがありま

す。子供たちのためになることを割くことはできないので、提出物の減量、簡略化を図ることにより、先生たちの子供たちとの触れ合いの時間をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 木村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず中学校の部活ですが、今ですと6時半ごろまでやる場合があると思います。そうすると4時45分ですから、5時45分、6時45分とすると2時間普通にオーバーすることが考えられると。1週間で10時間、1カ月で40時間。土曜日に試合をすると、と考えると、かなりオーバーすることが予測されるんですね。中学校は一般的に大体そのような形なんです。では小学校はといいますと、先ほど次長が申しましたように、ほとんどトイレに行く時間もないぐらい子供たちについているのが一般的で、特に低学年の場合は職員室に戻りません。給食時間も指導しています。小学校と中学校についてはそのような大きな違いがあるんです。

先生方はやはり過重な労働がいられているというふうに、河北新報の4月29日の新聞でも中学校教諭が57.77%ですけれども、小学校教諭が33.5%、学校内勤務時間が週60時間以上です。これが全国です。こういった問題は当初からいられていまして、やはり当町でもそういった勤務時間が過重にならないようにと検討委員会を持って対処しておりましたが、例えば水曜日は早く帰るようにと。それから土日は前にもお話ししましたように1日は必ず休ませると。これは県からも指示が出ております。中体連のほうの委員会、高体連のほうからも出ているわけです。こういったことは守るようにお話はして、校長を通して、また教頭を通してお話をしておりますが、やはり時節柄のこともありまして、多くなるというのは実際にございます。ただ、毎回報告を受けておりますので、その都度校長会では、これは校長の執権、指導力にかかわるものでもありますので、お話をして、そういったことにならないようにと指導をしているところでございます。

書類関係のことというふうにお話しされましたが、書類がどういう書類なのかちょっと私にはわかりませんが、子供たちの教育に当たる教師にとっては、これでいいということがないんです。ですから、学校にいる勤務時間で終わるといことがほとんどないんです。例えば、帰ってから丸つけをしたりノートを見たりということもやっている教諭も随分いると思います。そういったことを通して子供たちにかかわっていくのが一般的には教師なんです。

ただ、今回もありましたように、このような過重なことがあるので、今国のほうでは加配措置をしたり、専門的な職業であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといっ

た形で学校に入れたり、事務職員をチームでつくって対処したりという方法を今、国のほうでは考えております。

そういった状況ですので、若干まだいろんな方向では時間がかかるのではないかなと思います。なるべく木村議員がお話しされているように過重な労働にならないように、これからも教育委員会としては進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 部活動でいえば、私も保護者として小学校、中学校、高校という形でやってきましたけれども、やはり部活は複数配置、一つの種目で部活で複数配置しておくことによって、分担の話もできるんだなど。特に高校なんかは今、複数配置が大体主になっていますので、そういう意味でそのほうが負担軽減になるのかなと。

もう一つ、さっきの風呂敷残業の話、家に持ち帰りのお仕事ということで、やはり私たちのときも職場にいられないから帰れと言われて、帰って行って自宅でやるということは確かにあったんだけど、ただそれが自宅に帰ったときに先ほどの子育ての関連、男女雇用機会均等で皆して働いているんだというときに、子供の面倒を見る立場に先生たちはどういうふうにしていくのかということも確かに大事なのかなと。その視点の中でぜひ、またこれはもう一回やらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回取り上げさせていただきました1、町民の経済的負担をふやさないために、2、子供の不幸な自殺を防ぐためには、常に気を配って進めていかなければなりません。制度をつくれれば終わりではなく、常に町民生活と子供たちの生活態度に留意して対応しなければなりません。

庁舎北側の進入路の雨水冠水箇所に集水ますと排水管の敷設が行われ、以前指摘した道路の路面冠水の問題点が解消されているのを確認しました。ただ、雨が降ったあとを見ていないので、今は多分解消したと思いますが、やっぱり課題があれば順次やっていくということが大事なんだと思います。引き続き、町民生活に寄り添った対応を求めるとともに、町民の経済的負担軽減と子供たちの健全育成のために頑張ることを表明し、6月議会の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、6番 木村範雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。あす6月15日は議事の都合により休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。

平成29年6月定例会会議録（6月14日水曜日分）

したがって、6月15日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は明後日の6月16日に定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後2時50分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年6月14日

議 長

署名議員

署名議員